

平成 29 年 3 月 9 日（木曜日）

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（第 1 日 目）

平成29年予算審査特別委員会第1日目

平成29年3月9日（木）

出席委員（9名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
副 町 長 酒 井 雅 彦	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	選挙管理委員会書記長 中 山 進
総 務 課 長 中 山 進	総務課危機管理室長 高 橋 勤
まちづくり課長 伊 藤 幸 一	まちづくり課 鍛 治 紀 邦
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	企 画 調 整 班 長 大 場 正 江
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	税 務 福 祉 課 税 務 班 長 須 貝 孝 子
兼農業委員会事務局長	福 祉 国 保 班 長 伊 藤 誠 宏
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	税 務 福 祉 課 健 康 介 護 班 長 小 野 芳 喜
総務課財政管財班長 伊 藤 茂 樹	産業振興課農政班長 沼 澤 豊 通
教 育 委 員 長 高 橋 純 康	産 業 振 興 課 商 工 観 光 班 長 伊 藤 秀 樹
教 育 長 齊 藤 涉	地 域 整 備 課 農 村 整 備 班 長 大 山 邦 博
教 育 次 長 叶 内 範 夫	地 域 整 備 課 生 活 環 境 班 長 沼 澤 正
農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義	教 育 委 員 会 班 長

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

本日の会議に付した事件

議案第 32 号 平成 29 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 33 号 平成 29 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 34 号 平成 29 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 35 号 平成 29 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 36 号 平成 29 年度舟形町水道事業会計予算について

議案第 37 号 平成 29 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 38 号 平成 29 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午後2時50分 開会

委員長 ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。ただいまから平成29年度予算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会いたします。

申しおくれましたが、平成29年度一般会計外6特別会計の予算審査特別委員会の委員長に選任されました斎藤でございます。精いっぱい努めさせていただきますが、進行上不行き届きの点、多々あるかと思えます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで審査方法についてお諮りいたします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出につきましては各款ごとに審査し、特別会計につきましては会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしという声がありましたので、異議なしと認め、ただいま申し上げました方法により進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、会議場のスペースの関係で、説明員、関係班長の交代もございますので、暫時途中で休憩を入れる場合もございます。一、二分程度かと思いますが、あわせましてよろしくお願い申し上げます。

議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算について

議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 それでは、議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第33号 同じく国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第34号 同じく後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第35号 同じく介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第36号 同じく水道事業会計予算、議案第37号 同じく農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第38号 同じく公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計の審査を行います。

なお、本日の審査はこれにて散会いたしたいと思えます。

あすは午前10時から再開をいたしますので、9時45分まで、ご参集くださいますようよろしくお願い申し上げます。

大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 5 2 分 散会

平成 29 年 3 月 10 日（金曜日）

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録
（第 2 日 目）

平成29年予算審査特別委員会第2日目

平成29年3月10日（金）

出席委員（9名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
副 町 長 酒 井 雅 彦	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	選挙管理委員会書記長 中 山 進
総 務 課 長 中 山 進	総務課危機管理室長 高 橋 勤
まちづくり課長 伊 藤 幸 一	まちづくり課 鍛 治 紀 邦
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	企 画 調 整 班 長 大 場 正 江
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	税 務 福 祉 課 税 務 班 長 須 貝 孝 子
兼農業委員会事務局長	福 祉 国 保 班 長 伊 藤 誠 宏
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	税 務 福 祉 課 健 康 介 護 班 長 小 野 芳 喜
総務課財政管財班長 伊 藤 茂 樹	産業振興課農政班長 沼 澤 豊 通
教 育 委 員 長 高 橋 純 康	産 業 振 興 課 商 工 観 光 班 長 伊 藤 秀 樹
教 育 長 齊 藤 涉	地 域 整 備 課 農 村 整 備 班 長 大 山 邦 博
教 育 次 長 叶 内 範 夫	地 域 整 備 課 生 活 環 境 班 長 沼 澤 正
農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義	教 育 委 員 会 班 長

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

本日の会議に付した事件

議案第 32 号 平成 29 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 33 号 平成 29 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 34 号 平成 29 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 35 号 平成 29 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 36 号 平成 29 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 37 号 平成 29 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 38 号 平成 29 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時11分 再開

委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 それでは、議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査いたします。

一般会計歳入につきまして、読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。なお、質疑に関しましては、ページ、款、項、目を明言し、簡潔をお願いします。質疑ございませんか。

4番 12ページ、1款1項1目の町民税個人の部分の数字ですけれども、今年度の予算では約100万円弱マイナスになっております。一昨年では540万円近く減額になっております。一昨年の場合はいろいろな農業収入の、米の下落等々で収入減で税収が減ったということは理解できますけれども、ふるさと納税の件で質問させていただきます。

前回28日の予算説明会のときにも質問しましたが、このシステムをなかなか私は理解していない部分があります。というのは、控除されるわけです、納税によって。その納税した時点で、納税した町村、返礼をもらおうとした市町村から、その情勢が舟形町へ送られ、個人のデータが即座に舟形町のデータのほうに反映されて、今申告の時期です、町民税が、あなたは納税しているから減額になるんですという数字がわかっているのであれば、舟形町で納税をした上で町民税が控除された数字で積算になるのかなというふうな単純な考えなんです。

というのは、新聞等でも報道されましたけれども、舟形町のように恩恵を受けている町村、逆に30億円を超える税収入がマイナスになっている行政もあります。そういう意味を持って、金額を問わず舟形町の場合ではどういう実績を把握しているのかなというところを伺いたいの、その数字というのはどういうふうに積算されて見える化になるのでしょうか。

まちづくり課長 ふるさと納税のシステムにつきましては、例えば舟形の場合、返礼品を、はえぬき1俵については3万円をいただいはえぬき1俵というふうな格好になりますけれども、納税いただいた分について住んでいらっしゃる自治体のほうに通知を町のほうでしてやります。今までですと、その本人が申告の時期に、複雑な申告の手続になるわけですが、それがワンストップという形で町のほうにご寄附いただければ、町のほうから住んでいらっしゃる自治体の税の担当のほうに寄附をいただいていますというふうなことで、申告の時期、そこの行政のほうで税の措置がなされるというふうなシステムになっております。

4番 じゃあ、そうであれば、舟形の町民が全国、北海道から沖縄、どこの市町村に寄附しても、

希望しても、町のデータではしっかりとした個人幾らじゃなくて、総額的なものはわかるということですね。

28日のときに同じような質問をしたときに、総務課長から積算していませんという答えだったかわからないけれども、把握していませんというふうにあのときには答えをいただいたので、それを税の担当課がいなかったものでそういう答えだったのかなというふうな思いがあったので、それを再度ここで質問するわけです。

委員長 佐藤委員、舟形の町民が納税した場合の話でしたっけか。（「それもあるけど、ふるさと納税の寄付金をもらってプラスの部分はわかるけれども、マイナスの部分の数字というのが舟形町ではないのかということです」の声あり）舟形の町民がよその自治体に納税した場合という話ですね。

税務福祉課長 今年度中については、まだ申告途中なのではっきりした把握した数値はありませんけれども、平成27年度の実績からいくと、ちょっと今資料の持ち合わせがありませんけれども、ワンストップ特例というのは1件、それから申告において手続をした方は数件あるという情報です。

4番 先ほど言ったように、金額は別としても、多いところでは三十数億円、収入がマイナスになって、一体この政策はどうなっているのという行政もやっぱりあるわけです。名古屋市の河村市長のように心が寛大であれば、そんな政令都市がそんな小さいことを言ってどうするんだと、各行政がふるさと納税の税収で潤っているのであれば、大きい政令都市はそれを応援する意味でいいんじゃないのというふうな意見があります。

そういう中で、舟形町の実績としてはプラスの方向性、基金にためた云々は聞いておりますけれども、舟形町でのそのマイナスの部分というかな、その金額の実績を、平成28年度のものが出ていなかったから平成27年度でもいいんです。それを聞きたいというこの質問なんです。今出せなかったら後でもいいですけども、示していただきたいと思います。

委員長 高橋課長、後で資料を出せますか。

税務福祉課長 個人名は出せませんし、それから一人一人が幾らかというのは申告内容にも異なりますね。総額で……、寄附金控除額というふうに解釈してよろしいですか。（「何を書いているか俺もわからないけれども」の声あり）どれだけ寄附金として他自治体に寄附をしているかという額がわかればよろしいですか。じゃ、ちょっと後で。

委員長 じゃ、総体的な数字ということで後で資料を出します。

ほかにございませんか。

7番 20ページの国庫支出金、14－1－2－1 地方創生推進交付金260万円、これは新しい項目ですけども、この内容について質問いたします。

まちづくり課長 歳出のほうでこの分については総合戦略のほうに520万円という総額で計上に

なっておりますけれども、これにつきましては全協でもご説明させていただきましたが、このたび県で官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進というようなことで、県が平成28年度に地方創生の推進交付金の対象になってございまして、県では全県的に地域運営組織を組織して地域づくりを展開していきたいというふうな考えを持っています。

平成29年度、舟形町もそれに賛同し、参画してやっていきたいというふうなことで、県のほうでは予算的な各市町村との連携もできるようにというふうなことで、順次交付金の変更申請をさせていただくというふうになっておりますので、それに賛同した分の260万円というふうなことでの歳入でございます。

7番 この地方創生交付金なんですけれども、まず再三この地方創生の交付金の類いのものがいつまで続くのかという議論があります。その中でこの地方創生交付金というのは何年間続くとか、何年間の見通しの中でこういったものを県と一緒にやるとか、そういったものはあるんですか。

まちづくり課長 このたびのこの官民協働・地域間連携という県の地方創生の事業については、平成32年までの4年間というふうになってございます。全体の枠組みでの今後の国の事業継続についてはちょっと確認してございませぬけれども、今回のこの260万円についての考え方については平成32年までというふうな考え方でおります。

7番 そうしますと、この地方創生交付金の今回のものは県との協働で、言うなれば、簡単に言えばまちづくりを興していくというお金だと思えますけれども、例えば町が独自にまちづくりをしていくという地方創生を提案した場合に、ここに新たに盛り込まれる可能性もあるということの理解でよろしいですか。

まちづくり課長 今回のこの事業についての全容については全協で資料をお渡ししてございますけれども、町としては旧小学校区4地区で地区民会議を開催しまして、その中で地域の課題、問題を地域カルテというふうなことで作成します。その中で今後の地域づくりの展開というふうなことで4年の計画で考えているというふうな事業の内容でございます。

委員長 ほかにございませぬか。

1番 16ページ、12款2項2目の衛生費負担金でございますけれども、本年度は933万6,000円を見ております。前年度から見ますと倍近くになっておりますけれども、これについてお聞きいたします。

まちづくり課長 衛生費につきましては、これは大蔵村と舟形町の共立の斎場の工事を新年度計画してございます。工事費用につきましては、1,555万2,000円というふうに歳出のほうでは組んでございます。平成28年度については500万円ほどの工事で済んでいるんですけれども、来年の工事予定の経費がかさんだ分、倍になっているというふうな結果になっています。

委員長 1番、いいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませぬか。

3番 17ページ、児童福祉負担金、認可保育所保護者負担金……。

委員長 済みません。款項目をお願いします。

3番 17ページの12-2-1ですね。児童福祉負担金、認可保育所保護者負担金3,141万2,000円になっていますけれども、これは保育料だと思いますけれども、昨年より68万3,000円多くなっています。これは園児がふえたというふうなことでよろしいのでしょうか。

税務福祉課長 園児がふえたというよりは、最近いわゆる未満児、0・1歳から2歳児の子供さんがふえている傾向にあります。したがって、未満児の場合は3歳・4歳・5歳児よりも単価が高くなるので、その影響かなというふうに思っているところです。（「わかりました」の声あり）

委員長 よろしいですか。

済みません。ちょっと委員長がふなれでございますので、質問する場合は左のページの款項目で言ってから、詳細、節のほうに行っていただきたいと思います。ご協力よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

4番 15-2-5、22ページ。済みません、逆になってしまって、言われたばかりで。済みません。質問するのもふなれなもので。

22ページ、農業委員会交付金、農林水産業県補助金という項目の中で農業委員会制度が今回改正になりました。その中で恐らくこうなったと思いますけれども、昨年は農業委員会の交付金は150万円を切っている中で、今年度は農業委員会と農地利用最適化推進委員の部門に分かれて100万円と100万8,000円になっておるわけです。支出のほうでこの事業計画に違いがあるんだなと見た場合に、農業推進委員の事業計画が何か、この予算書には細かく出ていないけれども、収入でこういうふうに分かれているということは、今後の対策をどういうふうな形でこの収入に対して計画をしていくのか伺いたいと思います。

産業振興課長 今、委員のおっしゃるように、昨年は農業委員会交付金1本でこうなっていましたけれども、農業委員会交付金については運営費というふうなことで委員の謝礼というふうなところの報酬というふうなところも入っております。今回2本になったのは、全体の人数がふえているというふうなこともあって、この最適化交付金については、農業委員10名と推進委員4名、掛ける6,000円の12カ月というような形で予算を計上しているところで、県のほうからはそのようなことで回答をいただいているというふうなことになります。

これが今後どういうふうな形でというふうなことが今ありましたけれども、内容等については、地域のさまざまな農地問題について困っている方等々についてのご相談役というようなことが一番のメインというような話も前にお話ししましたが、そんな形で推進委員の方については総会のほうに出ていただくというようなことは格別規定されていませんので、特に地域の中で活動していただいて、相談役としてそれを農業委員とともに委員会のほうで意見を出していた

だきまして、農地を守っていくというふうな形で進めていただくような形をとりたいなというふうに思っています。

4番 6,000円掛ける12カ月掛ける14名、把握しました。この続きは歳出のほうで質問させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

1番 18ページ、13-1-3です。農林水産業使用料ということで、ここで本年度43万7,000円ございます。これは説明の中で右の19ページですけれども、農村環境改善センター、温泉、テニスコート、多目的グラウンド使用料ということでもありますけれども、昨年テニスコート使用料、これは65万円だったはずなんですけれども、このテニスコートだけで25万円の減額をしています。この根拠をお願いします。

産業振興課長 これについては、昨年地震の関係でテニスコートが1面使えないというふうなことがありました。さらには、今使おうとしている方々が、人口が減っているというようなこともあって使用される日数が少ないというようなこともありまして、実績に合わせた形の今回の予算要求というような形をとらせていただいたところです。

1番 それでは、昨年の実績がわかればお願いしたいと思います。

産業振興課長 済みません。今持ち合わせていないので、後ほど周知したいと思います。

総務課財政管財班長 前年度のテニスコート使用料の実績につきましては、40万9,000円になります。平成27年度になります。

1番 今、課長の答弁の中でやっぱり少なくなっているということがありますが、やっぱり舟形町は健康、いろいろ福祉を言っています。できるだけやっぱりこういう施設を使っていただくような方策も今後していかなければならないので、やっぱりこういうふうなところをどんどん活用して子供たちの健康増進にも邁進していただきたいというようなことで、やはりここが減額になるようなことがないように、できれば増額していろいろな方に使っていただきたいというような要望でございます。以上です。

委員長 答弁は要りますか。（「要りません」の声あり）ほかにございませんか。

5番 12ページ、1-1-7入湯税であります。先ほどの課長の答弁では、現実に即したこの予算をとったということですが、平成29年度において若あゆ温泉の改修工事があるわけです。何カ月休むかわかりませんが、前年と同じこの予算をとったというようなところがちょっと理解できません。もし2カ月、3カ月休むとすれば、現実に即して減らしてもやむを得ないんじゃないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

税務福祉課長 入湯税の積算につきましては、通常であれば10月末時点の平均値で平成27年度のものから比較して積算はしてございますけれども、委員のおっしゃるとおり、今回大規模改修もありますけれども、どれ規模の、減額で見た部分はありますけれども、通常ベースということで

当初予算だけは前年並みに置かせていただいたところです。

委員長 奥山さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

3番 26ページ、16－2－1不動産売払収入470万円になっていますけれども、この説明を見ますと宅地売払収入というふうになっておりますけれども、場所はどこになりますか。

総務課長 内山のほうが、今3区画ほど残っている部分を1区画120万円で予定しております。それから、ひだまりが、旧小学校跡地でありますけれども、1区画残っている分について売り渡しの努力をしたいというふうなことで、それが350万円を計上しております。

3番 予算書、去年とおとしを見ますと、これは昨年も一昨年も本当にこの470万円、全く同じ金額になっているんですけれども、ことしも全く同じ金額というふうなことを予定しているわけですか。

総務課長 単価の見直しをやっていませんので、内山とひだまりの1区画の単価をそのまま1区画ずつ売りたいというようなことですので、同額になるというふうなことであります。

ちなみに、昨年は内山のほうが1軒売れておりますので、その分については歳入が入ったということをつけ加えさせていただきます。

3番 そうすると、ことしも見通しがあるというふうなことで理解してよろしいですか。

総務課長 今のところ見通しというのは立っていませんけれども、今そのような区画があるので、その売買に向けて努力をするというふうな意味で計上させていただいているということであります。

委員長 ほかにございませんか。

2番 26ページ、15款3項農林水産業県委託金、県地すべり防止対策委託金とありますけれども、この地すべり防止対策の箇所というか場所がもしわかれれば教えていただきたいと思います。

地域整備課長 県営地すべり防止施設の管理委託であります、太平地区と西又地区になります。既存の施設の管理を委託しております。

2番 木友のほうにも今、地すべりの件で陳情とかが来ているのかなと思いますけれども、その辺は把握していらっしゃいますでしょうか。

地域整備課長 木友のほうであります、農林水産関係の施設ではなく土木費のほうになるんですが、土木施設になります。それで、急傾斜地になりますので、町としましては県の事業ということで昨年も要望しております。県のほうでどのような予算がついてくるかはちょっとまだ見えないんですけれども、要望はしております。

委員長 いいですか。ほかにございませんか。

5番 26ページ、17款1項1目一般寄附金6億円ということでふるさと納税の予算であります、私は何年か前に一般質問の中でやったらいいんじゃないかということで提案したわけで、そしてその後非常に頑張っていただいて、前年が7億円ほど、そして平成28年度につきましては6億円

というふうな見込みのようでありますけれども、昨今のかなりエスカレートしてきているふるさと納税のことを考えていくと、何らかの制約が出てくるんじゃないのかなというふうなことが想定されます。そういった中で当小規模な行政にとっては、かなり当町にとっては6億円のほうから経費をとっても2億円程度残額が出てくるようでありまして、非常に高いウエートを占めているわけであります。

そういった中で町長にお聞きしますが、このふるさと納税に対する今後のこの期待度も含めて、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

町長 ふるさと納税につきましては、先ほどの歳入の読み上げでも町税が4億円という中でふるさと納税の金額が6億円というふうなことで、ふるさと納税の額のほうが多くなってきているわけです。そういった意味からいくと、ふるさと納税を一生懸命頑張ったほうが、先ほどの2億円ほどというふうなことがありますけれども、まちづくり公社のほうで雇用も生まれるという現実もありますし、町の産品が多く全国に売れるというふうなこともございます。そういったところでいくと、ふるさと納税については非常に頑張りたいというふうに思っているところです。

ただ、やはり全国の市町村がしのぎを削っている状況でございますので、その中でやっぱり頑張っていく必要性はあるというふうに思いますし、今後ともふるさと納税の存続というふうなところも国にお願いしながら続けていければというふうに思っているところです。

5番 本当にこのような小さい行政であれば期待したいというような考えはわかりますが、平成28年のこのマックスの金額をさらに平成29年度においても予算化していくということに非常に危険を感じるわけであります。これが5億円とか4億円で補正の中でふやしていくという分には何ら反対するものではありませんが、当初から地方交付税が2.3%ほど減額になる、ということは4,100万円程度減額になるというふうな記載をしているわけであります。そういったものの穴埋め等も考えてやっていくということになってくると、最終的にはふるさと納税が十分に集まらなければ基金の取り崩しというようなことも考えられるわけであります。基本的な、今年度はこれはこれでしょうがないにしても、過度の期待は余り、禁物じゃないのかなというふうに考えます。そういったところで来年以降、十分この予算編成に当たってはもう少し減額も含めて考えていただきたいというふうに思います。

委員長 答弁は要りますか。（「町長の考えがあればお聞きしたいと思います」の声あり）

町長 財政的な話として歳入歳出予算の見方というふうな財源を寄附金に頼るというのは危ないだろうというご指摘でございますので、それは十分理解できるところでございます。その点については、交付税の穴埋めというふうなことではなくて、昨年と同額を計上させていただいているので、ただ、現在のところ6億円を見込めるだろうというふうな担当課のことでもございましたので、ただ、委員がおっしゃられるとおり、その危うさという部分については十分理解できますので、来年度の予算編成等に当たっては担当課とよく話をしながら計上させていただくというふう

なことになるかと思いますが、いずれにしても菅官房長官が創設していただいたふるさと納税の制度でございます。今の現体制の中ではしっかりとそれが堅持されるのではないかというふうに思います。

そういった中で一生懸命、職員の努力と英知によってふるさと納税を伸ばす、そういう仕組みと、それから議員の方々にもお願いしたいんですが、やはり先ほども言ったとおり、町の税収よりもはるかに多い納税額をいただいているというふうなことでありますので、ぜひふるさと納税をする方に呼びかけていただいて、少しでもいただければ町の町民に対するいろいろな支援策もできることも確かでございますので、その点にもご協力をお願い申し上げて、奥山委員の言われることを来年度の予算編成にちょっと反映させていただけるようなことで考えさせていただきます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

7番 じゃ、26ページの財産収入、16－1－1の財産貸付収入、この中に光ファイバー網貸付収入、これが726万8,000円となっておりますけれども、たしかこれは各家庭で光ファイバーを引いているところからの徴収となっているかなと思うんですけれども、対象件数と徴収方法について質問いたします。

総務課長 これについては、町のほうで光ファイバー網を全町に敷いております。N T Tさんが726万7,000円、東北インテリジェントには800円ほどの収入がありますけれども、これを全部その施設をN T Tさんに貸して、N T Tさんがその電話料であったり、ネットにつないでいる料金を徴収するというようなことになっていまして、その施設の貸し付け料は町のほうで整備しているので、その分として町に入ってくるというようなことになります。

したがって、N T Tさんの努力でだんだん光のほうに移していくとか、いろいろあるわけですが、そういったことについてはちょっとN T Tさんのほうの状況を把握しておりませんので、何件かということはわかりませんが、今の光ファイバーの設備を貸すのにこれくらい町のほうでは貸し付け収入を得ているというふうなことになります。

7番 そうしますと、個人からもらっているというわけではないわけですね。そうすると、例えばN T Tさんから入ってくるお金だとすれば、これは当たり前の考えなのかどうかかわからないですけれども、N T Tさんが使っているその家庭から我々のN T T料金として支払っているということになると思うんです。いや、その件数というのは、つまり光ファイバーを引いている家庭の件数というのは町は把握しているんですかという質問なんですけれども。

総務課長 調査すればそれはわかるんですけれども、うちのほうでは施設を貸し出ししているというふうなことでありますので、その件数については把握しておりません。これについては、N T Tさんのほうの努力でこのくらい、700万円ほどを払っているの、それをだんだん光のほうに変えていただきたいというふうな営業努力をされていると思いますので、それは毎年毎年ふえ

ていく方向に行っていると思いますけれども、町のほうでは光回線をどのくらい契約しているのかというふうなことについては承知をしておりません。

委員長 よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

8番 30ページの町債についてお伺いします。町債がことし大幅に78.4%ほど伸びております。この伸びた理由といいますと、いろいろな総務債をはじめ、災害復旧債までいろいろあるんですが、余りにも伸び率がちょっと大きいもので、この辺で健全な財政運営がこれから続いていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

総務課長 健全な財政運営については、起債の額が大きくなっているのが指標的には少し悪化するのかなというふうに思っていますけれども、今回については、平成29年度については、大きいところが除雪センターの移転に伴う改修工事、これが大きい。それから、若あゆ温泉の改修も、これも1億円になっていて大きいというふうなことになります。これについてはやはりしなければならぬというふうなことで、やむを得ない状況でありますので、それを発行せざるを得ない財政状況ですので、なるべく過疎債を使って7割が戻ってくるというふうなことで対応して、なるべく財政運営に支障を来さないように今後していきたいというふうに思いますが、現在の町のほうの将来負担比率並びに実質公債費比率的にはイエローライン、レッドラインまで行っていないので、指標的には若干悪くならうかと思っておりますけれども、まだそういった状況ではないというふうに判断しております。

8番 これからもいろいろな町民の要望がありますので、優先順位をしっかりとつけながら、長期にわたる財政計画の中で町債発行というふうなことで進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

5番 16ページ、12-2-2衛生費負担金、これをちょっと教えていただきたいんですが、斎場管理運営費負担金、これは収入の欄ですね。ここで前年から見ると448万8,000円ふえておりますが、歳出の中で斎場の工事をするというふうな関係なのかなというふうに思いますが、歳入がふえた理由というのは何なんでしょうか。

委員長 済みません。先ほどの1番委員の質問と同じかと思うんですが。（「うんだっけか」の声あり）1,555万2,000円をかけて工事をすることによってふえるという話ですが、何か違う答弁はありますか。

まちづくり課長 ちょっと説明の仕方が悪かったのか、あれですけれども、この負担金については大蔵村からの分の負担金でございます。歳出については、斎場の経費全体のその分の案分のルールがございまして、その案分にのっとって算出しております。

昨年より何で多いかという理由につきましては、先ほど委員長からもありましたとおり、工事費が昨年よりもふえたというふうな内容でございます。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員の交代のために暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時03分 再開

委員長 それでは、再開いたします。

一般会計歳出に入ります。

第1款 議会費の読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款 議会費の質疑に入ります。質疑ある方、ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声がございます。質疑なしと認め、第1款 議会費について質疑審査を終結いたします。

続きまして、第2款 総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより総務費の審査に入ります。質疑ございませんか。

7番 それでは、36ページ、2-1-1の37ページの3の総務費一般管理事業の中の産業医報酬ということで、去年までにはないこの産業医というものに36万8,000円を支出するというふうになっています。この内容について質問いたします。

総務課長 役場も産業医を置かなければならないことになっておりまして、今までは原田先生のほうにお願いをして、会議があったときに報酬を支払うというようなことで改めて予算をとっておりませんでしたけれども、今回産業医として東山クリニックさんを想定しておりますけれども、そこに産業医としてお願いをするというふうなことで予算をとっております。

7番 そうすると、庁舎内役場職員の方の健康チェックをする医者という認識でよろしいわけですね。そうしますと、ちょっと私は勉強不足で済みませんけれども、この東山クリニックは何科になるんですか。

総務課長 内科になります。(「わかりました」の声あり)

委員長 ほかに質疑ございませんか。

1番 34ページ、2-1-1一般管理費でございます。35ページに一般職給料、その後の款項目でいろいろ出てきます、この一般職給料というもの。昨年度の予算書の中にはここに職員の人数が入っていますけれども、今回の予算書の中にこの人数が入っていないというのはどういうわけ

なのかお聞きします。

総務課財政管財班長 新年度当初予算を組むに当たりまして、他市町村の予算書をいろいろと見ましたが、人数を明示しているのが舟形町だけでしたので、今回あえて表示しなかったということになります。

1 番 わかりました。それで、これを見ると、やはりその課のところに何人職員がいてというのが、ちょっと正直、仕事の分担とかいろいろあると思うんですけども、非常にわかりやすいので、できれば入れたほうがいいのかないかなというふうには今回の予算書を見て思いました。今後も他市町村の動向を見ながらということで、他市町村でまたどこかで入れるようなことがあればまた入れるというような考えはありますか。

総務課長 多分これは前は入っていたと思いますけれども、これが1人のところの職員数になってしまうと、その係と人と金額がわかってしまうというようなことがあって、多分その関係で外しているのかなというふうに思います。それは特に隠すわけでもありませんけれども、そういった金額が特定されるというふうなことがあって、多分そういったことで各市町村で対応されているのかなというふうに思います。個人情報の一部というふうな捉え方をしているのかなというふうに思います。

ただ、そこら辺についてはもう少しきちっと調べて、明示したほうがいいのか、しないほうがいいのかについて、多分そういうふうなことだろうと思いますけれども、なお確認して明示するようなことが必要であればしたいというふうに思いますし、別の資料で提供するというふうなこともできると思いますので、その辺については今後検討してまいりたいというふうに思います。

1 番 ここに金額を入れたから幾ら、その方の給料がわかるというのは、等級で給料が決まっているので、あとはそのほかに時間外とか手当等というのは、またこれは人数関係が、金額が出ていますので、その人数の給料というのは1人幾らとは等級で入っているので特定はできないのではないかなと。例えば1人であればわかるかもしれませんが、余りそこに突出して神経をやる必要もないのかなというふうに思いますけれども。

総務課長 給料については、給料表に基づいていくわけなのであれですけども、今後、人事評価の関係で給料が上がったり、下がりはありませんけれども、上がる幅が変わります。そういったことでこの人が6号上がっているのに何で自分は4号かとか、いろいろな問題も発生することもあります。そういったことも踏まえまして、どういった形がいいのか、そこら辺も含めて研究してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

7 番 それでは、40ページの2－1－5、41ページのこの工事請負費、この1,860万円の内容の内訳はここにあるんですけども、その中の役場庁舎の給排水設備の工事についてちょっと質問します。

今後出てくると思うんですけども、中央公民館の改修工事も始まります。庁舎内の給排水工事も始まります。ということになると、同時期になると使い勝手が町民にとっては悪い時期というのが来るのではないかなというふうに私は率直にこう感じるんですけども、こういう時期をずらしたりとか、あとはトイレとかが使えないというそういうことの配慮とかは考えているでしょうか。

総務課長 役場庁舎の耐震の工事のときにも住民の皆様に支障がないようにというふうなことで、土日を中心に工事をしてまいりました。そういったことで、今回の工事については特に排水、トイレにかかわるものについてはそういった土日とか、そういった工事を中心に住民の方々に支障を来さないような工程の組み方をしたいというふうに思います。

7 番 ぜひそのように前もってお願いしたいと思います。

そこの2階のトイレなんですけれども、私はいつも危ないなと思っているんですけども、男子トイレの換気扇がむき出しで、線もコンセントも半分ぐらいしか刺さっていないような状態がずっと続いたものですから、ぜひ忘れずにそこのところもきちんと、もし女子トイレでもそういうところがあればそういうところをきちんと直してもらいたいなというふうに思いますので、しっかり排水工事を完了できるようにお願いしたいと思います。

委員長 答弁はよろしいですか。（「答弁があればお願いします」の声あり）

総務課長 そのように管理をきちっとしてまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

8 番 37ページの町長交際費についてお伺いします。2－1－1町長交際費、ことしは80万円となっておりますけれども、平成28年度の予算では100万円。町長にはまだまだこれからトップセールスということではいろいろな形で東京出張なり、全国への出張なりをしていただいて、舟形町を広く知ってもらおうということの立場からいきますと、なぜ去年より減額になったのか、その辺をお伺いします。

町長 町長交際費につきましては、ありがたいご指摘ではございますけれども、町長就任以来、その町長交際費、いろいろな会議に行ったときでも職員と同様に負担金等がいろいろございます。その分については、飲食するものについては半額を負担しております。そういう関係もありまして、前よりは要らなくなったというのが一つあります。

今、叶内委員からご指摘のあったとおり、トップセールスというふうな中でいろいろと町長交際費を有効に使わせていただく分も確かにございますが、あと主には町内会とかいろいろな行事に呼ばれたときのご祝儀関係がありますし、ちょっと遅かったんですが、平成28年度の町長交際費についてもホームページで公表しているような状況であります。この点についてはいろいろと、その扱いについてはいろいろと問題にもなるというふうなところもありますので、ぜひ明瞭化といいますか、公にしながら、その使われている内容が不透明にならないように心がけていき

ます。

大変ありがたいご指摘ではございますけれども、この金額で十分だというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

8 番 今ので大体経費の使い道、内容がわかりましたけれども、町長には健康に注意しながら、一生懸命トップセールスということで働いていただきたいと思います。

また、経費につきましては、何ら遠慮することなく、どこに出しても恥ずかしくないような明瞭会計なものは幾ら使ってもいいと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

委員長 答弁は要りますか。（「要らない」の声あり）要らないですか。ほかにございませんか。

4 番 明瞭会計という言葉が出ましたので、38ページ、2－1－3財産管理費、ここに公会計支援業務委託料とありますけれども、46ページの総合システム事業のほうの昨年度あった公会計システム改善委託料400万円がそこに項目がなくなって、こっちの公会計支援業務委託料となっていますけれども、これが目で動いてこういうふうな形に、ここに新しくここが出てきたのか、そこを質問します。

総務課長 昨年度につきましては、総合行政の中のシステム改修というふうなことで取り組んでおりますので、そちらのほうに上げたということになります。39ページの財産管理の今回計上します公会計支援業務委託料につきましては、平成28年度決算から公会計のほうに移るというふうなことで、複式簿記をつくったり、いろいろな支出について区分けをしなければなりませんので、そういったことについて支援を受けながら決算を、今までの町のほうでやっている決算統計の資料のほかにこれをつくることになっているので、初めてでありますので、その支援を受けて委託をして会計をつくるというふうなことでありますので、その予算になります。

4 番 46ページの10目の今言われた総合システム事業の公会計改修委託料、去年でいうと406万何がしですけれども、これは今までのものを改修するためということなのでこの目に置いてあって、今私が質問している部分は新しくということで、要するに制度会計ということではないかなというような思いもちょっとあるんですけれども、この全般的な業務はもちろんでしょうけれども、ここに移動したのは、ここに移動しなければいけないから移動したんですか。もともとここにあるべきだったんですか。

総務課長 特にそういった意図ではなくて、38ページのほうにつきましては、財政管理として決算は結ばなければならないというようなことで、その財政管理の中でこういった業務を委託してやるというふうなことであります。

去年、47ページのほうの総合行政システムのほうに計上していることについては、あくまでも町の総合行政システムの中でそのシステムを公会計に合わせるためにシステム改修をしなければならない部分についてそこで対応しているというふうなことになります。

4 番 であれば、去年までは委託していなくて、ことしから初めて委託をするというふうなこと

になるという解釈でよろしいんですか。

総務課長 ええ、そういうことになります。

委員長 ほかにございませんか。

1 番 40ページ、41ページ、2－1－5でございます。ここで庁用器具費117万3,000円を計上してございます。昨年度ここでAEDの購入ということでありましたけれども、今回もAED購入の予定ですか。内容を教えていただきたいと思います。

総務課長 AEDについては、昨年度、一般質問にあったように19台整備をしておりますので、それについてはバッテリー等も5年もつというふうなことでありますので、今回は役場のAEDは入っておりません。庁用器具というのは、庁舎等の机、椅子の更新とか、そういったキャビネットとか、そういったものになります。

委員長 いいですか。ほかにございませんか。

7 番 じゃあ、42、43ページの空き家対策事業、1－6ですか、5……、空き家対策のこの200万円、いいですね、2－1……、6か、6ですね、失礼しました。この空き家対策事業、年々空き家がふえていく、あるいは人が減っていくということに町内会の方々が随分不安になってきているような雰囲気を感じます。その中でこの予算というのは去年とほぼ同額なんですね、まるっきりと言っていいほど。ここに、この空き家対策に関して町が取り組んでいこうという意欲が見えないんですけれども、この内容はまた去年と同じ内容なんですか。

地域整備課長 空き家対策であります。今年度につきましては解体補助金ということで補助金が4件分、限度額が50万円となっておりますので、積算して上程させていただいております。

それで、昨年度の実績を踏まえながら予算編成しておるんですが、昨年度もしくは今年度もそうなんですが、申し込み者がなかなかございまして、担当としましてもそこら辺の周知をしっかりしていきたいと思います。さらには、町内会長、町内会のほうとも連携をとりながら事業をしてまいりたいと思います。

7 番 もう一步踏み込んでほしいという思いがあります、この予算の中に。というのは、その不安の声が年々高まってきているという声を私は今届けているんですけども、それに対して申し込み者が少ないというのは、それは制度上の問題もあるはずなんです。その制度を変えればもう一步踏み込むかもしれない。ということは、その制度をある意味、行政マンが先進地視察をしたり、制度のあるところの勉強をしたりというものがここに入ってきてもいいのかなというふうな気がしたものですから、ぜひ、ことしはしようがないという部分もありますけれども、もしなかったらここをちょっと変えて、申し込み者がなかったらやっぱりそういった先進地視察なり、制度の勉強なりを少し国に働きかけたり、あるいは勉強したりという部分はちょっと意欲を見せてほしいなというふうに思うんですけども、できそうですか。

地域整備課長 解体の補助金の要綱の見直し等も含めながら、平成29年度は勉強しながら平成30

年度に向けていろいろ勉強してまいりたいと思います。以上でございます。

委員長 いいですか。ほかにございませんか。

1番 47ページ、2款1項9目の中でこれは学習センター費の中ですけれども、合併浄化槽保守点検清掃委託料58万9,000円とございます。ということは、合併浄化槽ということはまだ農集排につながっていないのかなというふうに判断しますけれども、つながっていないのですか。

まちづくり課長 はい、つながれておりません。

1番 非常に舟形町は農集排、公共下水に関して町長もずっと言われていますけれども、非常に進んでいるというようなことで、極力個人の家庭でもできるだけつなぐように100%を目指してと前にもそういうふうな話もございました。ましてこういう公共施設でございます。合併浄化槽というのは非常にどうなのかなというふうに思います。今後やっぱり農集排につなぐような考えをしていかないとだめなのかなというふうに思いますけれども、そこら辺はどういうふうに考えますか。

まちづくり課長 その部分につきましては、旧長沢小学校、今リングローにお貸ししているところと学習センターについては合併浄化槽になっているわけですが、公共下水のほうにというふうになると、道路の勾配というか、道路の高さもありまして、その辺の経費についても以前に検討しました。やはり経費が結構かかるというふうなことでそのままになっているというふうな、今の現状維持でやっていくしかないというふうな判断をしております。

1番 何年か前にその合併浄化槽のところに行ってみたんですけれども、ちょっと非常に衛生的によくないのかなというふうなこともございます。今年度もう一度、再度やっぱり学習センターのところの浄化槽を点検していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。以上です。

委員長 答弁は要りますか。答弁はありますか。

まちづくり課長 適正な管理になっているかと思うんですけれども、再度点検管理をやっていきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

3番 52ページ、2－1－21総合戦略推進事業費の中の委員等費用弁償ですけれども、133万7,000円が計上となっていますけれども、昨年これは8万2,000円だったんですけれども、どうしてこう大幅にふえたのかお伺いします。

まちづくり課長 平成29年、新年度につきましては、新たに事業に取り組むというふうなことで、昨年とは全く違う事業になってございます。先ほども説明申し上げましたけれども、県の地方創生事業に乗った形での平成29年度の予算編成というふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、平成29年度の内容なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、旧小学校区4

区4地区に分けて地域カルテというふうなものを作成するための地区民会議を始める、そして研修費等についての予算の計上というふうになってございます。

委員長 いいですか。ほかにございませんか。

2番 48ページ、15、婚活推進事業について質問させていただきます。

今いろいろな婚活に対して町がいろいろサポートしているわけですが、昔、前には仲人制度というものがあって、仲人に対して謝礼とか、いろいろやっていたわけですが、それはもう今現在はないわけですか。

まちづくり課長 ちょっと以前の経過の中でいろいろな個人情報の問題がございまして、それはなくなったというふうに伺っています。

2番 個人情報の問題で。そう言われれば何とも言えないんですけども、やっぱり前からあったというのは、それには意味があったのではないかなと。やはり心配してお年を召した方がそっちこっち歩いて、つなぐために頑張っていた人にもいるわけですので、やはりそういう人のほうが間違いないのかなという、いろいろな意味で選択肢はいろいろあると思いますけれども、個人情報云々になればやっぱりそれはかなわないことなのかなと思いますけれども、昔のよかったものもこれから何らかの形で投資して行って、こういうものを推進していただきたいと思っています。

まちづくり課長 そういう仲人的なところでは町の中ではありませんけれども、今年度ノツツエというマッチングするそういうシステムを無料で導入してというふうなことで、町のほうではいろいろと、舟形町だけではなくて最上全域で加入できるようにというふうなことで、定住自立圏構想とあるんですけども、その中でご提言を申し上げてはきております。今後どういう展開になるかはまだわかりませんが、さらに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

2番 やはり個人で頑張っている方がいらっしゃるものですから、そういうところにも目を向けて、一生懸命自分のために頑張っているわけじゃないんですから、そういうふうなものをやっぱり活用するようにこれからもしていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

5番 52ページ、2-1-21総合戦略推進事業の中でちょっとわからないところが多々あるものですからお聞きしますが、1つが、学区単位で行うというようなことの話であります、これまでの舟形町の町内会、地域づくりというのは町内会単位で物事を進めてきておったわけあります。そういった中で学区単位でいろいろなこのプランをつくっていく。ということは、その学区ごとにいろいろな集落があるわけです。その集落ごとにつくるのか、それとも私のところでは富長学区エリアなので富長学区の中の全体のプランをつくっていくのか、ちょっとこれまでの町内会と学区単位のかかわりといいますか、この辺がちょっと理解できないのでお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 4年の計画で考えておまして、まずはいろいろな困り感を、各町民の皆さんから声を出していただいて、それを整理していかなければならない。最終的には地域カルテという形で整理になるわけですが、県のほうで考えているその事業主体となるところは、地域運営組織をどういうふうに形成するかというふうなことがあります。それが4地区ごと、例えば旧小学校区ごとがいいのか、それともまた別の区域割りでやればいいのか、それにつきましては今後そういう4地区からいろいろな声を集めた中で、いろいろな困り感をまず共有する中で今後のやっていかなければならないことを整理できないとも思いますので、まずは困り感を共有できる環境をまずつくるというふうに今考えております。

必ずしも5番委員がおっしゃるとおりに4地区でというふうな町内会単位という、今までのそういうしきたりと申しますか、慣例がありますけれども、やはりそこには世帯の代表としていらっしゃる集まりというふうなこととはまた別に、世代間をちょっと見たような形での世代を尊重した観点での話も伺えるような環境もつくっていききたいというふうには考えております。

5番 そうしますと、最初の考え方として学区単位で人を集めて、そして話し合いをさせるということから始めていくということですが、そうした場合に学区単位で、町内会単位で集まれと言ってもなかなか集まらないのに、じゃ学区単位でやった場合、どれだけの人が集まるんだろうかなと甚だこう疑問に感じるわけであります。やっぱり人が集まってこそ、しかも若い人、女性、中堅、老人、いろいろな年代構成、あと男女も、そうして集まっていきたいいろいろな意見を出してもらうことによってよりよいものができてくると思うんです。それを舟形町でやろうとした場合に、いきなり学区単位でやろうとしたらちょっと無理があるのではないのかなというふうに思います。私も庄内地区に友達がいるものだから、この学区がメインでその下に町内会がぶら下がるようなシステムにできないものかということで、富長学区でさまざまやっておりますが、富長学区の中での各町内会の中での温度差があるものだから、これをまとめていくということすら困難をきわめている状況なんです。そういった中でいきなり学区単位で物事を進めようとすると、間違いなく頓挫してしまうんじゃないかなと。むしろ町内会の中から入って行って、それを集めて行って学区単位の話し合いに持っていくということのほうが、この事業が成功する近道なのかなというふうに思うんです。

そういったところで、もう少し進め方について十分意見を聞きながら、特に舟形のこれまでの町内会単位での活動というものが歴史的にも長くやってきているわけなので、これを脱却していくというのは本当に労力を要するというふうに思うんです。そういったところで、もう少し身を精査して進めていかないと、せっかくいい事業なので何とか成功していただきたいというふうなことを思っております。

それにもう一つつけ加えて、講師謝礼320万円とありますが、どういうふうな方が講師なんでしょうか。これもあわせてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 5番委員のご指摘いただきました件、検討させていただきます。今後の運営の参考にしていきたいと思います。

それで講師なんですけれども、NPO法人というふうなことを今申し上げまして勘弁していただきたいんですけれども、やはりそういうところと連携しながら、経験を持っているそういうNPOの方々を活用しながら運営していきたいというふうに考えております。

5番 NPOの方のお名前はいいんですけれども、まず男なのか女なのか、はたまた、年齢的にどの……、この辺をちょっと教えていただけませんか。

まちづくり課長 その個人というふうなことではなくて、NPO法人とかかわって運営についてのご指導も含めてお願いしたいなというふうに考えています。ですので、男、女というよりも団体というふうにご理解いただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。

4番 46ページ、2-1-13の中での防犯対策費の中の防犯灯整備事業、各町内LED事業ががっちり進んでかなり減額予算になっているわけなんですけれども、その中で町内間は町で整備するという話がありました。13号線から向山地区、新しく集落ができて今あの集落体系も整えて、中央公民館で向山集落の会議等々をしているかと思いますが、あそこに誘致している企業もあります。あその間の道路は集落間という扱いをしないのか、町道であろうと思います。あそこにも防犯灯が必要であれば、町で整備する範囲ではないでしょうか。確認します。

総務課長 13号線からキリウさんのほうに入っていく街路灯については、去年でしたか、キリウさんのほうから町のほうに譲渡したいということで町で譲渡を受けているところであります。今、水銀灯なんですけれども、それを交換する場合については今のところ集落間という考え方を持っております。

4番 確かにそうであります。当初あそこに大きい看板があって、従来の明かりがともっていて結構明るい状況でありましたが、虫が田んぼにいたずらをするということでキリウさんでは一旦明かりを消したところ、やはりあそこから駅に行くに、その向山地区の子供たち並びに大人の人も歩くわけです。暗くて危ないということで、町に防犯灯はという話が恐らく来たと思います。それで、対応した担当者のほうから町ではないみたいなことを言われたという経緯が、町のほうからも聞かないとわからないですけれども、そういう経緯の流れでキリウさんで設置をしたと。町のそのときの対応がすごく町民的な方向に目が向いていないような対応であったというような感じに捉えられているということなんです。だから、そこに対しては基本的には譲渡されるんじゃないくて、町で整備するべきであつただろうというふうに私が思うんです。

今現在、その譲渡された後の電気の使用料ももちろん恐らくキリウさんで払っていると思いますけれども、そういうものも含めて今後どういうふうな対応をしていくのか。

総務課長 なかなかあの辺の数年前の話であつたのかなというふうに今ちょっと聞いたところで

すけれども、そのところが集落内なのか、集落間なのかというようなところについてはなかなか難しい問題があったと思います。

この背景につきましては、連合町内会のほうで集落間は町でやってほしいと。そのかわり集落内は自分たちでやるから、明るい町をつくりましょうというようなことで、前のスズキーノ関の町内会長さんが連合の町内会長さんのときにやって、それで進められた事業であります。そのときの区分がずっと来ているのかなというふうに思いますけれども、そこら辺については状況を見ながら、町のほうで整備すべきというふうなことであれば予算をとって対応してまいりたいというふうに思います。

4番 これからはしっかりとした予算を立てて、現場を確認しながら、町道、町民の安全を確認するためにもやっていくべきだと思います。これについては前、私のほうでも一般質問させていただいて、向山地区に人口がふえて一つの新しい集落ができた。防犯灯整備がなかなかなくて、町内でするのは難しいから、ぜひそれをやるべきだということも言った経緯をちょっと今思い出しているところでもありますけれども、その後の現場の確認なり対応が全くなっていないと思います。要するに企業さんのほうで、町が誘致した企業がそういうふうに、来た相手に対しても、じゃ検討しますじゃなくて、じゃないですよ、要するに集落間じゃないですよというふうな形で断ったのかなと思います。そのような形じゃなくて、そういうところをしっかりと計画して実行に移すというのがやはり町民のための安全確保につながると思いますので、各町内はLED化になって電気代が安くなったか、安くならなかったかは今後のデータとして出てくるかだと思いますけれども、助かっているわけです。ぜひ今後ともしっかりとした計画を持って進めていただきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

7番 同じ款項目、防犯対策事業の防犯灯保守点検委託料ということでの5万円について、関連になるかと思いますが質問します。

町も町内会も非常に予算的に優遇された形でLED化に切りかえてきました。これは大変ありがたいことでした。その中で私が聞いた話の中で、どこの持ち分かわからない防犯灯が数多く出てきたというような話を聞いております。この駅前通りにも何基かあります。そういう事実を、どこの持ち分かわからない防犯灯というのは何基ぐらいあるか、把握はしておりますか。

委員長 暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時49分 再開

委員長 再開します。

総務課長 LED化を進めるに当たりまして、町内会のほうで把握がなされていないところがあ

ったようです。そういったことで工事を、町内会の工事は去年までで一応終わっておりまして、その区分については今のところしっかりしていると、はっきりしているというふうに捉えております。その段階でこれは町内会でないか、これは役場でないかということについては、去年整理をしているというふうに捉えております。

7番 そうしますと、点検、管理はもう全て終わっていて、どこかわからないような街灯はもうないという意味ですか。私は今現在でも言えますけれども、今それは言いませんけれども、ここでは。宙づりになっている街灯、この保守管理をまずこれからどうするつもりかという質問をしようと思っていたんですけれども、この保守点検をした結果、そこはもうないという、今そういう状態なんですか。

総務課長 まず保守点検についてでありますけれども、これについては防犯協会の方々に夜見回っていただいて、それで電気が切れているもの等について調査をしていただいております。これについては、役場が管理している防犯灯というようなことであります。その所有区分については、今のところ役場のほうで電気料を支払っている等も把握しておりまして、町内会のほうは町内会で支払っております。

それで、不明瞭になっているというふうなものについて、これをどうするかというふうなことについては、工事をする段階では来まして、これをどっちで持つんですかというふうな整理はされておりますけれども、その段階で整理は終わっているというふうに、その後問題が出ているというふうにはちょっと私は聞いておりませんが、どこかあれば教えていただいて、その区分をしっかりして対処してまいりたいというふうに思います。

7番 ちょっと答弁の中に少し出てきましたけれども、町が払っている、電気代を払っている街灯は自分らで管理はもちろんしている。町内会が管理している電気代は、電気代を払っている街灯は管理している。でも、その払われていない電灯が出てきているはずなんです。その電灯が切れていたり、破損していたりすると、誰がそれを直すんですかという問題が今出てきているんです。これをそのまま町なり町内会が何かキャッチボール、おまえらのものだろ、おまえらのものだろというふうにキャッチボールをする姿はよくないと思うんです。

これ、今点検して整理してその結果は出ていると思いますと言ったその結果を私はさっきどのくらいありますかと聞いたんですけれども、多分今はわからないと思うんですけれども、そのどっちの持ち分かわからない街灯をきちんともう町が管理すべきなんじゃないですかということ私は言いたいんです。町内会でも面倒を見切れないという街灯になってしまっているわけだから、それが例えば街灯が切れただけならいいけれども、電線が次切れた、落下する、それは誰のものかわからない。でも、町のものじゃない、町内会のものじゃないという言い合いをしている場合じゃないでしょうということなんです。そこをしっかり点検してほしいということなんです。この保守点検委託料5万円じゃ済まないだろうなという意味でちょっとお願いしたいんです。

けれども。

総務課長 基本的にどこの管理かわからないというのはないと捉えております。というのは、電気料はそれを払っているわけですから、どこかの段階でどちらかが払っているわけです。町内会なのか役場なのかというふうなこと、誰かが払っているわけですから、その所有者がはっきりわかります。その場所の問題でそれが当然役場でしなければならないところだというふうなことになるれば、それは役場でしなければなりませんし、その今不明瞭なところというふうに委員は言われていますけれども、うちのほうでは電気料の支払いがわからないとか、そういったところは捉えておりません。

ただ、町内の中でも交差点とか、信号機があるところとか、そういったところには道路法的には街灯はつけておりますので、町内の中でもそういうつけなければならないところは役場でやっています。それ以外の町内で明るくしましょうというところは町内でやって、その町内会がわからなくて役場も払っていない、宙に浮いているというところは多分ないと思いますけれども、誰かが電気料を払っている、払ってなければ東北電力のほうで切るわけですから、そういったものはないというふうに私のほうで捉えていますが、もしそういうところがあれば、それはきちっとちょっと私のほうにも教えていただいて、それは対処したいと思いますが、言い合いをしているのではなくて、やっぱりそれはきちっと今までの制度の仕組みから、町内会がすべきものは町内会、それを今度町が全部するというふうなことになりますと、それは全町に広がってしまいますので、そこはきちっと、言い合いではなくて、やっぱりそれはきちっとルールに基づいてやっていかなければそれはできないのではないかなというふうに捉えています。

委員長 ほかにございませんか。

4番 44ページになります。2-1-7の説明の欄のほうでの一番下段、4番、再生可能エネルギー設備等導入推進事業の前年度に対して約90%ぐらい増額となっている65万1,000円の内容、取り組みを教えてください。

まちづくり課長 今年度、推進員補助金というようなことで54万円ほど計上になってございますが、これにつきましては太陽光発電2件分、それと木質バイオマス利用ストーブということで3件分の計上をさせていただいております。

4番 ということは、民間のほうでそれを入りたいという方に補助するための基金の準備というふうに捉えていいんですか。

まちづくり課長 基金ではなくて補助金です。補助金の一応これぐらい、今までの需要を勘案してこれぐらい補助金の需要があるだろうというふうなことで計上させていただいています。

4番 であれば、去年の額に対して急激にここに予算、補助金をつけたというこの理由。これについては、例えばリフォームとか、いろいろな形の中で県の予算的なエネルギー対策の補助金があるかと思います。町でここは独自に今回からつけたというふうな状況の数字なんですか。

まちづくり課企画調整班長 再生可能エネルギーの補助金に関しては、町民の住宅、それから町内に事業所のある事業所に整備する場合には補助金の交付を行っております。これは平成24年度から施行している補助金でございます、当初は毎年200万円ほどを当初予算として計上させていただいております。

前年度に関しましては、町長選挙もあった関係で当初予算から投資的経費を抜いております、それまで当初予算で計上しておった分を5月の補正予算で計上しております。その際にこれまで200万円で当初で置いておった金額を実績ベースで五、六十万円という形で昨年度、平成28年度の5月補正で置かせていただきました。今年度も実績ベースで当初予算で54万円という形で置かせていただいております。（「企業」の声あり）個人、基本的に個人住宅への補助金、それから対象としては企業の事務所に設置した場合にも対象になるというような要綱でございます。

委員長 ほかにございませんか。

1番 46ページ、2-1-10総合行政システム事業の中で今回2,200万円ほど落としております。落としているというか、マイナスです。これは一般財源のマイナスに昨年から見ると大体相当していますけれども、その中で47ページ、①の消耗品がございます。262万1,000円。今年これが落ちていて、昨年から見ると150万円ほどここで消耗品費がふえているんです。この消耗品の内容を教えてくださいと思います。

総務課長 これにつきましては、プリンタートナー、それから役場庁舎で使うコピー用紙等の消耗品になりますけれども、補助事業があった場合についてはそちらのほうで出せる分についていろいろ整理をして、そちらのほうからいただいて支払いをしておりますけれども、今回についてはこちらのほうにそういった消耗品が、役場の総合行政で使う部分について必要な部分を計上しているというふうなことであります。

1番 そうすると、機材、コピーその他に関しては、昨年と同様というふうに捉えてよろしいですか。

総務課長 数的にはそんなに変わっておりません。

委員長 審査の途中でございますが、午後1時まで、ここで休憩をとりたいと思います。

午後0時02分 休憩

午後1時02分 再開

委員長 休憩前に復し、審査を再開いたします。

審査に先立ちまして、先ほどの総務費の関係で4番委員から質問のありましたふるさと納税の関係、答弁がございますので、答弁をお願いします。

税務福祉課長 先ほど4番委員からご質問がありましたふるさと納税の舟形町における実績ですが、人数的には8名の方が行っております。寄附金額的には307万円、控除額といいます

か、町税からその額が引かれるであろう額が105万3,876円、それからふるさと納税のワンストップ特例制度というものがありまして、8名の方のうち数で1名の方、寄附金額が1万円、控除額が税にかかわる額ですけれども4,320円というふうになっております。以上です。

委員長 それでは、引き続き総務費の審査に入ります。

7番 それでは、40ページの2－1－5の財産管理費の中の自動車購入費580万円何がしのこの内容について質問いたします。

総務課長 これについては、B＆Gで使っている車がかなり年式が古いということで、これを更新するものが1台、それから保健指導車、これについても年式が古いというふうなことで、これを更新するもの2台で580万何がしになります。B＆Gの車については、今現在エルグランドという大きいワゴン車でありますけれども、そのレベルの車を更新するものであります。

7番 そうすると、合計3台ということに……（「2台」の声あり）2台か、済みません。そうしますと、割り算すると大体240万円ぐらいになるわけですが、580万円の中の予算の2台更新ということになるかと思うんですが、例えばB＆Gのもの1台、エルグランドの更新、この金額からいって大分小さくなるという想像はします。保健車の中のこの程度の車だと普通乗用車クラスになると思うんですが、例えばこれは、B＆Gというのは想像するにちょっと人数が乗るケースはあるだろうなと。保健師が乗って回る分にはもっと小さい車でいいんじゃないかなというふうにちょっと想像するんですが、例えばこの中の1台、あるいは2台ともなにか知らないですが、軽自動車に対応できるというような形という考えはありますか。

総務課長 まずB＆Gのワゴン車ですが、いろいろなところに乘せていく必要があるというようなことでワゴンタイプの大きいものを想定しておりまして、これについては予算額としましては581万8,000円のうち365万5,000円を想定しております。これについては、諸経費別で単体で365万5,000円のものであります。それから、保健指導車については216万3,000円の普通車を想定しております。これについては、エルグランドについてはもう19年間乗っているというふうなこと、それから保健指導車については15年目に入るというふうなことで、この老朽化に対して更新するものであります。軽自動車というふうな考え方もありますが、軽自動車になりますとなかなか長もちもしないというようなこともありますし、安全性等も考えまして、普通車のほうがいいだろうというふうなことで、そういった要望もありまして普通車を予算計上しているところであります。

7番 今回そういうしっかりした要望もあってという考え方がしっかりあるんだったら、ある程度理解はできますけれども、軽自動車に対応できるところは軽自動車の導入というのも一つありかなと思います。

また、あとはちょっと違う観点なんですけれども、この財源というのは一般財源ですか。補助金等ももらっていますか。

総務課長 B & Gの車については、B & Gのほうに要望してまいりましたが、これはちょっと採択になりませんで、結果的にはこの2台とも町の単独事業というようなことであります。

委員長 ほかにございませんか。

2番 50ページ、2－1－19乗合タクシー運行補助金についてお聞きします。

今年度、地域が長沢地区に拡充となったのか、それをお伺いします。

まちづくり課長 今年度、乗り合いタクシーは、昨年小国委員からご質問をいただいていますけれども、その検討の話し合いをさせていただいています。この間の一般質問でもお答えしておりますけれども、総体的に考慮して、平成30年度いろいろな関係、福祉タクシー等々さまざまあるわけですけれども、そういったものを含めて全体的な中で検討していきたいというふうに考えております。

2番 ということは、今年度には適用にならないという認識でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 はい。

2番 本当は今年度からお願いしたかったんですけれども、平成30年度に向けてということで、何とか町民にも理解していただけるように親切丁寧な説明をしていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

5番 40ページ、2－1－6まちづくり推進費の中の3、地域おこし協力隊であります。今年度をもって2名の方がやめるのかなというふうに思いますが、平成29年度における地域おこし協力隊の人数と、あと今募集しているようであれば募集しての現在の状況をお聞かせください。

まちづくり課長 新年度につきましては2名の方を募集しております、1名について先般内定しております。その1名につきましては漁協のほうで就労するというふうになりまして、もう1人の募集については3月17日までの募集ですけれども、園芸農家というふうなことで募集を今かけております。

それで、新年度、今いる協力隊ですけれども、2名が4月から役場のほうに就労すると。1人は9月末で任期が満了になるというふうな状況であります。

5番 ぜひとも採用していただいて、この舟形町に活動終了後も定住していただけますよう進めていただきたいと思いますというふうに思います。

委員長 答弁は要りませんか。（「いいわ」の声あり）ほかにございませんか。ほかにどなたかいませんか。

5番 42ページ、今の款項目と同じところですが、集落支援員事業です。現在、堀内、富長、長沢ということで配置になっているかと思いますが、この集落支援員の採用状況とこれから行うであろう官民協働・地域連携によるこの地域づくり推進事業、この集落支援員のかかわりをお聞かせ願いたいと思います。

まちづくり課長 現在、集落支援員は3名、先ほど5番委員がおっしゃったとおり配置になって

おります。新年度についても同様、お願いする予定でおります。

新規事業とのかかわりでございますけれども、やはり今までかかわってきている地域と行政とのいわゆるつなぎ役というふうなことでお願いする予定でおりますので、具体的に今後人を集めたり、いろいろな声を集めたりするわけですが、そういったところでいろいろなコンセンサスをとってもらえるようにお願いする予定でおります。

5番 これまでの現在のこの集落支援員の体制を見ますと、再雇用的な形で役場OBの方々になっているわけであります。そういった中で、この地域づくりに関しましてはやはり気持ちがあるといえますか、かなり行動力のある方でないと適正ではないような感じがするわけであります。今やっている方がどうのこうのじゃなくて、せつかくこういうような来年度からの事業を達成していくためには、もう少し人選について検討すべきなのかなというふうに思いますが、この辺について変える気がなければ、これはこれでしょうがないんですけれども、もう少し適性も見てほしいなというふうに思います。これについて回答をお願いします。

まちづくり課長 今現在、集落支援員に配置になっている方は役場OBというふうなこともあります。やはり今まで集落支援員もしくは長沢であれば学習センター長も務め、もしくは環境改善センターの所長も務めている方で、富長の小学校に今配置になっている方についてはまだ1年というふうなことなんですけれども、今まで培ったいろいろな町民とのかかわり、その辺の蓄積もありますので、逆にそういったかかわりを利用しながら、こちらのほうとしても指導もしくは町民とのかかわりが深まるようなアイデアなんかも伺いつつ対応していきたいと思っておりますので、人選については現状でというふうにちょっと考えてはおります。

委員長 ほかにございませんか。

2番 42ページ、同じページ数ですけれども、空き家対策事業について質問をさせていただきます。先ほど7番委員からも質問がありましたけれども、この1軒につき50万円の補助金があるわけですが、なかなか手を挙げてもらえないということもあるだろうし、あと財産権、その他もろもろ、いろいろな課題があるのはわかっています。

しかし、今現在においてトラロープで抑えている物件もあります。そういうものに対しては緊急性を要するわけですから、50万と言わず、もう少し少ない金額でもいいですから、町内会も含めて、町内会と話し合っただけをまず隣の家に倒れないように倒すような、そんな大きな金額でなくてもよろしいので、そういうものをつくっていくつもりはあるのか、お伺いします。

地域整備課長 先ほどのご質問の中であったんですが、来年度、平成29年度においては要綱も含め、先進地の要綱等々を参考にしながら勉強しながら、補助金の額も、または該当する要件についても十分検討しながら、今言われた町内会でできる分野もあるとは思いますが、そこら辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

2番 なぜ私がそうに言うかということ、何年も町内会でも話になっても全然遅々として

進んでいかないわけです。いつまでたっても。ことしは雪がその周りには少なかったので、まだ持ちこたえているのかなという思いもありますけれども、財産権もろもろもわかりますけれども、やっぱりそこは一つ一つ現場に合わせた即応性のある補助事業をつくっていただきたいと思います。

まちづくり課長 先ほど地域整備課長から町内会でもというふうなお話、2番委員もおっしゃっていたんですけれども、実はまちづくり課のほうに町内会長さんが見えています。「どうしたらいいべにゃ」というふうなことで問い合わせがございまして、当然、廃屋的な本当に柱だけが立っているものではあります、財産権があるというふうなことで、その所有者のいわゆる許可がないと手がつけられないというふうなことで、町内会としても町の環境整備関係の事業がありまして補助金が町内会対象でございしますが、その中で町内会の皆さんがそのことで予算を費やすことに合意になれば補助の対象というふうにはなるんですけれども、なかなかその辺の話をしているかどうかちょっとわからないんですが、それよりも何よりも所有者の同意が得られないというふうなところで足踏み状態になっているというのが現状であります。

2番 課長、答弁はわかります。やっぱり財産権、その他もろもろ、物すごく複雑に入り組んでいるからこそ、今全国的にも問題になっているものだと思います。しかし、やはりその地域地域に合った実情というものはあるわけですから、そこを掘り下げて少しでも一步でも進むように取り組んでいていただきたいと思います。

委員長 答弁はありますか。どっちの課長でしょう。どっちの伊藤課長かな。

地域整備課長 今おっしゃるとおり、いろいろ検討してまいりますので、町内会とともにいろいろできるところから頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

4番 50ページ、2款1項20目ふるさとづくり応援事業の中でふるさと便購入費、先ほどから話が出ていますけれども、平成28年産米については約1万5,000俵ぐらい今のところ計画しておろうかと思います。JAさんのほうには1万俵ぐらいのオーダーが出て、まんさく経由で仕入れるというような形でふるさとづくり公社がやっているかと思いますが、農業問題、30年問題を大変町長も厳しく捉えていながら、どう対策していくべきかということを考えておろうかと思っています。

山形県で今つや姫を推進し、特別栽培でやって登録制でやっております。このふるさと納税のふるさと便を、例えば山形95号とか、各地区でブランド品のネーミングをつけて販売しているものがあります。このふるさと便で舟形町の、なお売っているそれにプラスして、やはり特色のある米づくりを農家にしてもらおうと。それを登録だか手挙げ方式にしておいて、なるべく直接的に効果があるような、利益があるような形の中で、今つや姫をつくっている人はやはり登録しながら、ある程度利幅があって、確かにしっかり取り組んでいるわけです。

そういうような形で町独自のブランド品をつくりながら、小規模農家であったり一生懸命頑張っている農家の部分、今規模を拡大して支えていていない部分を強く支える体制をつくる考えはないでしょうか。町長に伺います。

町長 平成30年の生産調整、それから戸別所得補償の1反歩当たり7,500円というものがなくなるというふうなことについては重大な問題だというふうに捉えておりますし、ここのふるさとづくり応援事業の中のふるさと便購入費の大半が米というふうなことで、今委員の方がおっしゃられるように直接的に農家に還元をしたいというふうな思いがございます。

しかしながら、今のところ米穀集荷業者さん、それからJAさんと話をしているところでございますけれども、なかなか、直接的に役場で買うというふうなことができれば一番いいのかなというふうに思っているところでありますけれども、それをするにも集荷する方法、それからそれを保管しておく方法等々もございまして、いろいろと今協議をさせているところではあります。

さらに、差別化というふうな、ブランド化というふうな中でいくと、山形95号がいいのか、雪若丸という新しい112号がいいのか、その辺については今後というふうなことはあるかもしれませんが、今のところ22年連続特Aになっているはえぬきが一番町としては評判もよく、その分出ているわけでもございますので、ただ、残念ながら今年度はAランクに落ちてしまったということもございます。それらを踏まえて新たな取り組みをしなければいけないのではないかなというふうにも思いますので、そういった中でどうやって還元をしていくかということを農政班のほうともいろいろと協議をさせていただいております。

ただ、先ほども言ったとおり、関係する機関といろいろな協議をしなければ進まないところもございますので、私個人的にはもっと早くというふうには思っているんですが、そういうところの中で今のところ平成29年産米についても同様に業者さんのほうにお願いをせざるを得ないのかなというふうには思いますが、衛星を使った米づくりというふうな中での新たな取り組みをしながら、何とか中小零細農家、それから大規模農家等に直接的にこのふるさと納税の分が還元できれば一番いいというふうなことで、ただ、直接的に無理だとすれば、間接的にもいろいろな農業の補助というふうな形の中で還元できるように、そしてふるさと納税が伸びるように、今後とも検討をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 済みません。質疑、答弁される方に申し上げます。簡潔にお願いします。

4番 ぜひそういうような形で計画していくべきであるし、しっかり今のふるさと納税、これがどのような形で変化していくかもまだ見えないわけです。今のものを利用するということがすごく大事かなと思います。

先ほど集落支援並びに協力隊の話もありました。協力隊の1人は園芸担当の農家のほうにという形でありましたけれども、例えば九州のある町の長はふるさと便で公社を立ち上げて業務をなすというようなやり方をしています、まちづくりに対して。だから、今まちづくり公社のほう

に業務委託はしているかと思います。地域おこし協力隊を定住目的として公社を立ち上げ、生産過程から販売まで、仕入れまで全てをそこでやっていくと。要するに、ふるさと便を超えても、その業務を継続してやっていけるような展開にして、小規模農家の人を全てバックアップしていくというやり方をぜひやっていただきたいという思いがありますので、今町長が熱く思いを語られたことをぜひ、来年はことしはできないと言わないで、平成29年度から確実に計画していきましょうよというふうな気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

委員長 答弁は必要ですか。（「要りません」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 ないようですので、ここで第2款 総務費の質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第3款 民生費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第3款 民生費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番 64ページ、3-2-1です。児童福祉総務費、この中のほほえみファミリー・サポート給付金1,235万円、これは保育料の2分の1の補助だと思いますけれども、所得によって保育料が違うわけです。一番高い保育料と一番安い保育料が幾らか教えていただきたいと思います。

税務福祉課長 3歳未満児と3歳以上児で異なっておりますけれども、一番高い方は3歳未満児では5万2,000円、それから3歳以上児では3万1,200円で、一番低い階層は生活保護世帯であれば0円というふうになっております。

3番 そうすると、保育料の2分の1の補助になっているわけです。そうすると、保育料が高い人ほど補助金が多いというふうなことでよろしいんですか。

税務福祉課長 おっしゃるとおりで、生活保護世帯はゼロですから返るお金は当然ありませんし、3歳以上児の3万1,200円であれば、その2分の1が返るシステムにはなっています。

3番 そうすると、1,235万円が計上されているわけですが、これには保育料の高い人の割合が例えばふえた場合、この補助金額というのは当然ふえると思うんですが、それでよろしいですか。

税務福祉課長 はい。可能性とすれば、要するに所得の高い方がふえれば、それなりに半分お返しする補助金制度ですので、その可能性は高くなるというふうには考えています。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

2番 62ページ、3款1項5目福祉タクシー扶助費についてお伺いします。これは福祉タクシー券のことだと思うんですが、間違いはないですか。

税務福祉課長 80歳以上の方を対象にしたいいわゆる福祉タクシーです。これは高齢者福祉のほうではないので、障害者の等級に応じて障害者手帳なり、障害年金受給者を対象にして出す障害者に対する福祉タクシーということになります。

2番 福祉タクシー券についてですけれども、これはたしか私の記憶では、運用の仕方として1回につき1枚しか使えないという話を聞いたんですけれども、間違いないでしょうか。

税務福祉課長 はい。24枚券を1年間として交付させていただいております。その根拠は、一月に2回、タクシー券の初乗り料金の助成ということでタクシー会社のほうにお願いしています。

2番 それで、やっぱり何というか、町内というか本町、本町近辺だったらやっぱり初乗り運賃1回につき1枚というのはそれでも何とかなるんだろうと思いますけれども、やはり遠いところについては、1回につき1枚というとなかなか使い勝手が悪いという町民からの指摘がありましたので、1回につき2枚とか3枚を使ってもいい市町村があるようですので、町のほうとしてもその辺を検討していただきたいと思います。

税務福祉課長 確かにこの制度は結構管内町村に先駆けて舟形町が80歳以上、それから障害者を対象にして行ってきた事業ですし、一律初乗り料金ということでずっと設定させていただいていますが、今後需要がどのようになるのか、確かに初乗り料金ですから、大体1.5キロぐらいですかね、1.5キロぐらいがワンメーターという考えだとすると、舟形から考えれば、長い距離になればそれなりにタクシー料金は出るでしょうし、ただ、今年度、平成29年度予算については今までどおりの考えで予算措置させていただいて上程しています。ただ、今後いろいろな形の需要が、先般の一般質問でもありましたが、高齢者の免許の話を含めて総合的に検討を上司とさせていただきたいというふうには考えています。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、60ページの3-1-1 社会福祉総務費の61ページの舟形町社会福祉協議会補助金、まずこの内容について質問いたします。

税務福祉課長 1,639万5,000円、これにつきましては、社会福祉協議会の職員、プロパーが2名います。その中で1人は包括支援センターのほうに派遣をさせていただいておりましたが、今回包括支援センターから社会福祉協議会のほうに戻すということで、2人分のプロパーの給与、それから人件費、それといろいろな事務費を含めて1,639万5,000円ということで上げさせていただいております。

7番 これはこれから新しく始まる社協が福祉体制と保育所体制、この事務の充実を図るためのまず予算だというふうに理解しますけれども、例えばの話なんですけれども、災害があったときの被災地なんかの応援に行ったときなんか、社協が段取りをしたり、統括して受け入れ態勢なんかをしているのをよく見てきました。そういった業務もここで請け負うという、本当の災害になったら全課でやるでしょうけれども、その後落ちついてくると今度社協がやっているんですよね、どこの市町村でも。そういった業務とかもこの新しくなる体制の中でやっていくという、そういう考え方でよろしいんですか。

税務福祉課長 一つは、舟形町社会福祉協議会については組織力が極めて脆弱ということはご承

知のとおりでございます。7番委員がご質問になったのは、例えば3.11のような大規模な災害というふうな中で説明をさせていただければ、それは町の災害対策本部の中でどのように社会福祉協議会が対応できるかということもあると思います。それから、3.11が発生して、ボランティア募集等も町のほうでやった経過もありますし、その際も社会福祉協議会がやっているところが大半だというお声も聞いたやには聞いていますけれども、ただ、実際問題として3.11が出た段階でも社会福祉協議会のプロパーは1人、それからたしかあのときも包括支援センターに1人を派遣していた経過があるので、その辺は全体の流れの中で、社会福祉協議会と災害対策本部のあり方については今後とも検討していく必要があるのかなというふうには考えています。

委員長 いいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

1番 66ページ、3-2-3 保育所費の中ですけれども、67ページに清掃用具使用料というものがあります。これはリースか何かをするものなんですか。お聞きします。

委員長 ちょっと済みません。何行目だっけ。

1番 下から12、保育用具……、その上です。清掃用具使用料12万円。

教育次長 この12万円につきましては、保育所のダスキンの使用料になります。

1番 ここだけでなく、学習センターで9万6,000円、堀内の改善センターで3万2,000円、あと観光物産センターで19万2,000円と、各ところ出てきますけれども、これは全部ダスキンということで理解してよろしいんですか。

教育次長 保育所以外はわかりません。

委員長 今言ったのはどこだ、款、項、目で。衛生費ではないところだか。（「衛生費じゃないところで全部……」の声あり）衛生費じゃない。民生費じゃないところ。（「その都度、じゃ質問します」の声あり）じゃ、その都度お願いします。

そのほかございませんか。

7番 じゃ、67ページの同じ項目のところのその下の4段下の保育所業務委託料8,500万円、これは新しくできる保育所の職員の業務委託料だと思うんですけども、これは社会福祉協議会の理事会というか、幹事会みたいなものに予算が計上されて、まずこれでいいですかということでかかると思うんですけども、それはかけていきますよね。社会福祉協議会の幹事会だったかな、理事会だったか幹事会という集まりがあるはずなんですけれども、そこにはこのお金はかけていくんですか。

税務福祉課長 おっしゃるとおり、この町の予算が通った後で3月28日に理事会、それから29日に評議委員会を計画しております。通常的に町の予算が補助金とか委託料とか、いろいろ町の補助金をいただきながら社協が運営しておりますので、町の予算議決後の理事会、評議委員会、最終ですけれども、その中で平成29年度予算ということで理事会、評議委員会で議決をいただく予定にしております。

7番 それで、この予算の承認を得るためにはまず2段階の議決が必要になるということになると思うんですよ。我々議会が議決した案件を評議会なり、そこで議決されなかったら、このお金が執行できないという、ちょっと考えにくいことではあるんですけども、要するにそういう評議委員会とか理事会なりでそういう承認に関して改めて議決が必要だという、そういう捉え方になってしまうんでしょうか、この予算は。

税務福祉課長 先ほども申し上げましたように、町の予算を議決いただいた後に町から来る委託料、補助金を加味し、それから県社協、それから日赤等の補助金の見積もりも立て、それと会費1戸当たり1,200円の社協会費をいただいて、その中で予算をつくりますので、可能性として否決される可能性はないとは言えませんが、極めてその可能性は低いのかなと。今までも経験的にもそういう否決されたという事例はございませんし、町の議会で当初予算をいただいて、その中で社協にかかわるものについては予算化をして理事会、評議委員会で議決を得るということになるかと思います。

7番 私もそう思います。可能性としては本当に、本当に微々たる可能性は残っていると思うんですけども、ただ、そこで議決が必要になってくる人がまずいるということで、その方々がこの保育所業務にかかわるということはできるんですか。要するに、保育所業務というのは町の業務だったけれども、教育委員会がまずそういう教育内容とかなんとかの指導を受けるわけけれども、評議委員会なり理事会なりで出た意見というのはそういう教育委員会の教育方針とか、そういうものに反映できる可能性というのはあると考えていいわけですか。ただの承認機関になってしまうわけですか、この社会福祉協議会の議決の意味というかな、その人のいる意味というんですか。

税務福祉課長 ちょっと質問と回答が逸脱する可能性はありますが、一つは、保育所の基幹部分である、昔ほど子供を入れるには保育にかけるという大きく厳しい縛りは前ほど、措置ではなくなったので少なくなっています。だから、保育所の入所を認めるのは町長の権限です。それから、保育料も先ほども3番委員からもありましたけれども、保育料を徴収するのも町です。それから、保小中連携という大きな子育ての柱の中で行うのも町です。

ただ、今回社会福祉協議会に委託する部分は保育にかかわることで、本体のほほえみ保育園の施設的なものの維持管理も町で残していますし、何ら保護者も心配することがないということができますし、要するに保育業務において社会福祉協議会が運営するというふうにご理解をいただければどうかというふうに思います。回答になっているかちょっとわかりませんが。

委員長 ほかにありませんか。

4番 60ページ、3款1項3目老人福祉費の61ページの3番老人いこいの家管理事業費が半額以下に減額になっているわけですけども、除雪費なり環境整備費なりが減額になっていてこのような数字になっていますけれども、今後あそこの運営をどのようにしていく計画でしょうか。

税務福祉課長 今回のいこいの家の32万3,000円は、除排雪経費とそれからあそこの老朽化は結構していますので、修繕費のみを入れています。ただ、今後の町の先般議決いただきました課制条例に基づいて機構改革もありますので、あの辺の使い方は今後、社会福祉協議会が以前あそこにもいましたので、あそこに戻るかどうかも含めての予算化になっていると思います。

4番 早くには舟形の町内の老人クラブの方々が中心に利用しておったわけです。それが解散した後には、町の委嘱機関である結婚サポートセンターが間借りして1年ぐらいいたかな、一、二年ぐらい、というような形であったと思います。現在、舟形町の老人クラブもここにいる2番委員の旗上げで復帰したというふうな形を聞いておりますけれども、今後その老人クラブ体制で使用していくのか、町でも修繕費、除雪等々の費用を見ながら利用していく計画であるのかというところなんですよ。

要するに、舟形町は物産館がありながら診療所もあります。しかしながら、車のとめるスペースが非常に少ないと。老朽化とともに改めてあそこを駐車場にできないかといういろいろな考えが出されるかなと思います。役場の裏も買収したけれども、まだ空き地で手つかずのまんまで駐車場の整備までやっていないわけですが、そういうふうな何を目的に予算をつけていくというふうなしっかりとした考えはないんですか。

町長 質問の内容がその大澤さんと星川医者さんのこと……（「駅」の声あり）駅の話でいいんですか。駅については、農協の倉庫の前にも駐車場がございますし、診療所の前にも駐車場があります。その中で多分駐車場が少ないというのは、朝、晩、高校生を送る方が多くいますので、その際にやっぱり少ないというふうに感じられるかと思います。

先ほど高橋課長からもありましたけれども、現在、社会福祉協議会は役場庁舎の中にありますけれども、本来、今度は人もふえますし、もとに置いた清流荘に事務室を置いて、しっかりと保育所さんたちの管理とか、そういったものも含めて向こうのほうでやっていただきたいというふうに思っているところです。

そういうところありますので、あそこを、今のところを潰して駐車場にするという考え方は持っておりません。

4番 保育園運営をこれからやってもらう大事な社会福祉協議会が、あそこに事務所を構えてしっかりとやるのであればそれでいいんです。その目的に向かって、ちゃんと建物も修繕しながらしっかり予算をつけていくと。去年予算がついていたものが半分になって、ある程度ほったらかしの状態で潰さない程度に管理するのかなということが予算の数字から見たから、聞いたのであります。しっかり計画的に管理、運営していただきたいと思います。

委員長 答弁は要りますか。（「要りません」の声あり）

7番 それでは、67ページのまた同じ項目、保育業務委託料について質問いたします。私の質問の内容はちょっとわかりにくいかなと思うんですが、我々は保育所業務のこの予算を提示さ

れて、いろいろこのお金はこういうふうに使うべきではないとか、あるいは保育所業務はこういうふうにあるべきではないかという意見を言います。それを加味して保育所業務をやっているといっていると私は思っているんです、この議会という場は。その議会が終わった後にまた評議委員会なり理事会という場にこの予算を持って行って、そこで意見を出された場合、その意見は保育所業務なり教育のその指針なりに反映されるんですかということなんです、質問の趣旨は。

委員長 この8,510万円との具体的なかかわりというのは、どういうふうな質問になるんですか、そうすると、8,510万円はどういうふうに使うんですかという質問ですか。（「休憩」の声あり）

暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

委員長 休憩前に復し、審査を再開します。

税務福祉課長 今回、社会福祉協議会に保育業務を委託するに当たっては、通常よりも多く理事会並びに評議委員会も開催させていただいて、いろいろな場面での説明をさせていただきましたし、それから社会福祉協議会が持つ給与規程、それから保育士の給与規程、それから身分に対するものもつくっております。その中である程度、理事会、評議委員会でもそれなりの認識は得ていると思います。

それと、先ほども言いましたけれども、心臓部である保育の入所をさせること、それから保育料については当然に町で持ちますし、施設についても当然町で管理をすることになります。

それと、保小中連携というお話もさせていただきましたけれども、基本となる保育所運営の保育指針、国が示した保育指針並びに町がつくっている保育指針に基づいて従来どおりの保育所業務を運営することには間違いありませんし、それに対して理事会、評議委員会で異論が出るというふうなことはないというふうに考えています。

7番 今る質問して答弁していただいたように、今までの従来とは違った形で多くの方がこのことにかかわってきて複雑になっていると私は思うんです。これから始まるわけなので、明確に業務の内容とか、そのかかわり方をしていていただきたいなというふうなことをお願いしたいというふうに思います。

委員長 答弁は。（「答弁してください」の声あり）いい。欲しい。（「できれば」の声あり）

税務福祉課長 3ブロックでも社会福祉協議会で行う保育についての説明会もしましたけれども、なかなか参加者人員が少なかった。その結果は、やっぱり去年の4月の保護者会総会でも従前と保育内容については変わらないこと、それから保育士さんを身分保障することによって保育士さんが安定すれば、保護者、そしてエンドユーザーと言っていいかどうか分かりませんが、子供たちも揺るがないという考えでこの計画を進めてまいりましたので、その辺に関しては心配

はないというふうに考えているところです。

委員長 いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、ここで第3款 民生費について質疑、審査を終結いたします。

なお、審査の途中でございますが、説明員の交代のため暫時休憩をとりたいと思います。よろしくをお願いします。

午後1時56分 休憩

午後2時01分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し、審査を再開いたします。

それでは、第4款 衛生費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 それでは、これより第4款 衛生費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番 70ページ、4-1-5健康ポイント報償についてお伺いいたします。

これは昨年だと思ったんですけども、健康ポイントを町のほうでつくっていただいたんですけども、ある町民の方からどれに対してポイントが付与されるのか、なかなか難しいという。確かにでもこの制度、最初私は大したことはないかなと思ったんですけども、結構好評でして、その中でどれが該当になるのか、これがならないんだ、これになるんだとかと一生懸命お話をされていまして、その辺をもう少し簡素化して、これをもう少し周知徹底じゃないですけども、これにはなる、ならないをもう少しわかりやすく説明していただけないかなと思ひまして、質問させていただきました。

税務福祉課長 健康マイレージといいますか、ポイント制度につきましては、おっしゃるとおり平成27年10月から開始して、いろいろ広報等でもお知らせをしたところですけども、やっぱり初年度ということもあってわかりにくかったかなというふうなこともあります。

ただ、平成28年度につきましては、一つが、百歳体操で各地域で14地域ぐらいが今登録をなさっています。その百歳体操の参加者についてもポイントを付与するとか、それから町の行事等でもそれなりに付与するということで、結構周知度が高まっているかなというふうには、この2年目といいますか、1年間を通じて行うのはこの平成28年度ですけども、先般の3月補正でも40万円のポイントに応じた景品の報償費もいただいていますので、この3月までどれぐらいの規模でその健康ポイント数を持った方が交換に来るのかなというふうには考えているところです。

2番 全く健康ポイント、これはやっぱりいろいろなもので使えるほうが一番いいのかなと。例えば老人クラブの輪投げ大会とか、いろいろな町のイベントがあるわけです。そういうところでも使えるようにすると、やっぱりそういうふうに体を動かすということは健康寿命にもつながっ

てくる一因だと思いますので、なるべく多くのポイントがもらえるような方向でお知らせをしていただきたいと思います。

税務福祉課長 おっしゃるとおり、今後も努力をしていきたいというふうに考えています。

委員長 よろしいですか。ほかにごいませんか。質疑ございませんか。

2番 じゃ、74ページ、4款2項の舟形町衛生組合連合会補助金についてお聞きます。これに関連してお聞きます。

全協の中で総務課長から、衛生組合の小松の衛生組合長がけがをして入院されたわけですが、それに対して公的なものではないからということの答弁をいただきました。しかし、その中でもやはり何らかの保険、これから手当てについて考えていかなければならないという考えもお聞きしましたので、確認のためですけれどももう1回お願いします。

委員長 済みません。審査の途中でございますが、暫時休憩をしたいと思います。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し、審査を再開いたします。

2番 ただいまの質問を取り下げさせていただきます。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

7番 74、75ページの同じ項目、リサイクルステーション管理報償費についてちょっとお伺いします。

ごみステーションがさまざまな地域に設置されているわけですが、その管理はいろいろな町民がそれぞれの自分の持ち回りの中でやっていると思うんですが、例えばごみステーションの屋根に雪がたくさんたったものを落としているときに落下してけがをした、あるいは、ある町内会で何かそういうふうなことが起きたというふうに聞いているんですが、ごみステーションが台風等で飛ばされて道路の真ん中まで飛ばされたというような事例が実際にあります。そういったときに車両なり人なりに、あるいは転落してけがをしたという場合の補償はどちらが持つというふうにお考えでしょうか。

委員長 ちょっと休憩します。

午後2時21分 休憩

午後2時22分 再開

委員長 再開します。

答弁。

税務福祉課長 ステーションの管理というお話ですが、一つは、ステーションについては予算書

にもありますとおり報償費、要するに1台当たり6,000円、それからその町内会にあるステーション管理ということで報償という形で謝礼という形で出しています。

経過につきましては、その町内会、町内会の生い立ちというか、衛生組合の生い立ちもあるでしょうけれども、その隣組にその報償を6,000円やっているところもあるというお話も聞きますし、いわゆる衛生組合長さんがその町内会の衛生組合の会費の中で壊れたりした場合に修繕したりする際に使っているとか、いろいろ衛生組合の町内会での生い立ちがあらうかと思えますけれども、そういうふうな対応をいろいろな町内会でなさっているというお話が一つあります。

それから、今回のように風水害で衛生ステーションが飛ばされたとか、それから事故があった際についての身分保障ですけれども、特に衛生組合長さん、それからそれらについても町の施設でもありませんし、それから町の非常勤特別職というようなことでもないので、町の災害補償の中には該当しないのかなというふうに考えているところがあります。

詳しくについては、今回の痛ましい事故のことについては、うちのイトウが調べた経過がありますので、その辺のお話をさせていただきたいと思います。

税務福祉課健康介護班長 今、7番委員がおっしゃったような話につきましては、平成27年度、昨年度の衛生組合の総会、4月に毎年あるんですけども、その際に衛生組合長さんのほうから風水害等で人、例えば物、車等にあった場合、何かのその補償するものを衛生組合の連合会のほうで何とかならないのかということで質問がありました。その場で即答できませんでしたので、保険会社数社に照会したところです。そして、回答としては、不動産ではないし、そういった保険、補償についての制度そのものがないということで2社からいただきました。

それで、その結果について衛生組合長さん全員の方に、照会した回答の結果、そういう保険等も補償等もないということで、さらにステーションを強化して固定についてよろしく願いたいということで事務局から通知したところです。以上です。

7番 保険等を調べるところまではしてくださったということですね。それで、私は公共性がやっぱりごみステーションにはあるというふうに考えます。その中で、例えばちょっといい例かわからないですけども、交通安全のときに街頭に立ってやる方が倒れた場合の補償がなかったのが、今度保険がきくようになりましたよね。ここ一、二年できかなかったものがきける適用になったというように私は聞いています。わからないかな。担当じゃなかったらいいですけども。そういうふうに聞いているんですけども、ちょっとやっぱり今後ともそういった保険適用に関してそういう要望があるのであれば、やっぱりこれは心配事なわけですから、解消するという意味で今後とも継続して保険適用になるための処置をしなければならなければ、する。固定してください、そうすれば保険適用になりますという、そういう一歩進んだ保険への加入ができる手続への一歩を進んでいただきたいんですけども、調べただけで終わるという考えでありますか。

税務福祉課長 衛生ステーションの生い立ちもやっぱり、一般廃棄物については収集の仕事は町

で、産業廃棄物であれば県というふうになっていますけれども、今回の衛生ステーションの管理については、衛生ステーションを置く、置かない、置く場所についても町内会のほうで指定していただいて、やっぱり夏場ににおいが来るからということもあったり、その場所の指定については町内会というか、衛生組合長さんが町内会の中で相談をして、この場所にはいいんだろう、ステーションの数もこれぐらいあればこの班の中でのごみがそれなりの衛生ステーションの中に入るであろうということの協議をさせていただいています。

それから、補助金でも衛生ステーションをつくる場合に町でも1基分か2基分の衛生ステーションをつくる補助金、それから衛生組合連合会の中で修繕、それから設置する要望がある箇所については2基分ぐらいの補助金を出して衛生組合連合会のほうでつくってもらう衛生ステーションもありますけれども、そういうこともありまして、この衛生組合連合会の中、それから各町内会の衛連で置いているステーションについては、町のものというよりも町内会の持ち物というふうな解釈を今のところはしています。

したがいまして、ただ、衛生組合長さんの兼務事例として、兼務事例ではありませんけれども、町の非常勤特別職の身分としてはごみ減量化推進委員という方が各町内会の衛生組合長さんにはなっていますから、ただ、そこまで拡大解釈をして衛生組合のステーションで例えば事故等が起こった場合には町の責任所在はと言われると、先ほどイトウ班長が申し上げましたように、保険会社のほうでもそれについてははっきりした明確な答えが出ないということで、それらについては町内会で対応していただくようになるか、その辺は今後の課題かなというふうには考えているところです。

7番 実際ごみステーションが倒れたとか、飛ばされたという事例を聞いております。実際に屋根に上って雪おろしをするという事例もあると伺います。その中でもし、じゃあ実際にそれが人に当たったり物に当たったりした場合は、町の考えとしては報償費を支払っている衛生組合長さんが管理できていなかったという解釈ですか。それとも、それを管理している町内会に責任があるという解釈を町はするわけですか。どちらになりますか。町内会がけがさせた人の補償をすべきだと考えますか。それとも、衛生組合長がお金をもらっているんだから、あなたが補償すべきでしょうというふうな考えなんですか。

税務福祉課長 その辺は個々、具体的な事例に鑑みながら検討していくことが必要かと思いますけれども、先ほども第1点目で申し上げましたとおり、各衛生組合長さんを通じてステーションについては管理報償という形で1台6,000円を交付していますので、その中でまずは考えていただくことがあるのかなというふうには思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

4番 72ページ、4-1-5、73ページ側で言いますと、ことしから新しく出たようであります骨髄移植ドナー助成事業費補助金、これが新しくここにのせられた経過をお伺いします。

税務福祉課長 新年度、平成29年度からの実施事業でございますし、この件については伊藤班長から回答させていただきます。

税務福祉課健康介護班長 今年度から骨髄移植ドナーの補助金ということで、予算上は1名分です。県が2分の1補助ということなんですけれども、この事業については強制的なものではないんですけれども、県のほうから、かなり市町村でなかなか県内でも実績がないということでこの補助金をつけているところも少ないんですけれども、ぜひということと、あと課の中で協議して予算要求したところです。予算は1名分の予算となっております。以上です。

4番 骨髄障害、血液障害ですけれども、近年、突発性も含めてふえてきているというような状態の中で、やはりなかなか家族でも同一血液でも合わないというのがこの現状であって、多く広く窓口を広げてやっぱり救済しようというような体制でなっていると思います。当町でもこれを新規として上げる以上は、いろいろな形の中で町民に呼びかけてサポートしていくというような体制をとることと思います。今回は1名の予算というわけなんですけれども、なかなかこれについては仕事を休んでやっぱりその対応に向かわなければいけないという状況があって費用負担ということでしょうけれども、今後どういうふうな形の中で町民に知らせて、この予算を組んだものやっていくのかを伺います。

税務福祉課長 これは平成28年度の保健福祉サービスです。これに平成29年度の保健福祉サービスということでのせよかなというふうに思っています。それから、新年度予算が今回議決をいただければ、新年度予算の中でも入るスペースがあれば入れていきたいですし、随時保健活動を通じながらもその辺については啓蒙していきたいと思っていますところ です。

4番 これを受けられる方は全国で数多くおられて、順番待ちじゃないですけれども、やはり合う方を紹介していただくのを待っているかと思います。ぜひ予算化したのであれば、今の福祉の一部分とか、予算の発表のときの一部分とかじゃなくて、ちゃんとチラシをつくって舟形町でもこういうふうに助成体制をつくりましたよと、1ページを使ってやはり全国配布なりのしっかりしたPRをもって「強力」という言葉を使えばいいのか、呼びかけをするという体制をしっかりとやっていくべきだと思います。その件についてもう一度回答をお願いします。

税務福祉課長 前向きに検討させていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

5番 4-1-7……。

委員長 何ページですか。

5番 72ページ、環境衛生費で合併処理浄化槽設置整備費補助金157万5,000円がありますが、これは何軒ぐらいを想定しているのかと、この合併処理の対象になっている世帯が何軒ぐらいあって、平成29年度では何軒ぐらい推進をしたいのか。はたまた、推進するためにどのような方策をとっていくのか、質問します。

委員長 質問者に申し上げます。一問一答でお願いします。（「だって、1つだべ」の声あり）答えられない、そんなにいっぱいあるの。

地域整備課長 合併処理浄化槽の設置整備事業であります、補助金のほう、平成29年度につきましては、5人槽並びに7人槽が1基ずつの予定であります。

あと、対象となる世帯であります、ただいまちょっと手元に資料がございませんので、その世帯に関しては後でお知らせしてよろしいでしょうか。

あと、方策というか、住民に周知する方法であります、広報等で周知したいと考えております。

委員長 あと何だっけ。いいんですか。（「全部答えてくれた」の声あり）ほかにないですか。

5番 ぜひきれいな水にするためにも、対象者について強力に進めていただきたいというふうにお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 ないようですので、第4款 衛生費につきまして質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第5款 労働費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 第5款 労働費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしの声がございます。第5款 労働費につきまして質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第6款 農林水産業費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第6款 農林水産業費を審査します。質疑ございませんか。

4番 80ページの6-1-10農村改善センター管理費で伺います。

公共施設3カ所にソーラーパネルがついているわけで、環境センターにも太陽光発電のパネルがついている。これは非常備で使うというような目的で売電もしていないしという形だろうと思いますけれども、月々の発電量は記録して残してあるものがあるんですか。

まちづくり課長 ちょっと今手持ちにありませんけれども、記録はとってございます。

4番 あそこ以外にも小学校をはじめ、いろいろなところに数年をかけて非常電源用にしてつけたわけです。できれば今後いろいろな課題でいろいろな興味がある方がいると思います。屋根に上げる方、それから壁につけるやり方、雪国の発電の1月から12月までどのくらいの発電になっているというようなことをいろいろな形で見られるように、ぜひそういう事業でつけてあるんだから、その月々のデータ、年間のデータ等々をペーパーで資料として出していただければ大変ありがたいなと思いますけれども、資料請求はできませんでしょうか。

まちづくり課長 今議会でということですか。（「いや、できる範囲でまとめてくれて、こういうふうな形で発電がなっていますということを後で知らせていただければいいです」の声あり）堀内環境改善センターのみならず、舟形小学校。はい、対応したいと思います。（「もう1回できるよね」の声あり）

委員長 うん、もう一つ残っていた。

4番 それをもって、先ほど違う款の中に再生エネルギー云々の予算があるというふうなものがあるわけです。そういうような形の中で今まだ6年目に入った、3.11の6年目を迎えるわけですが、改めてこの再生エネルギーの大切さ、重要性をかみしめるに当たっても、そういうデータを目で見て感じて取り組む姿勢をさらにふやす方向性がよいかと思いますので、後でもいいですのでよろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

1番 82ページ、83ページ、6-1-10、ただいまの質問のところでございます。農村環境改善センターの管理費の中で、先ほど質問させていただきました、ここにも清掃用具使用料3万2,000円というふうに出てございます。これの内訳をお聞きます。

まちづくり課長 清掃用具については、1カ月2,455円かかってでの計算で12カ月分というふうな計算でございます。清掃のダスキンと言うとちょっと語弊がある……、まだ委託契約していないので言えませんが、清掃用具ということです。

1番 先ほども出ていますし、これから出てきますけれども、非常にばらつきがあるので、非常にちょっと捉え方がいまいわからないので質問させていただきました。また次出てくると思うので、またそのときお聞きます。

まちづくり課長 詳しい内容はちょっとあれですけれども、玄関マットとか、あと棒雑巾とか、体育館でよく使う、そういったところの布部分の清掃部分の用具のその部分の取りかえの委託というふうなことです。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

8番 83ページの6-1-11の体験実習館管理運営費の中の管理委託料の中で質問したいと思います。

毎年300万円かの委託料を払って体験実習館を委託しておりますけれども、その委託の内容、また、利用状況を参考までお知らせください。

産業振興課長 委託料の中身としましては、主に賃金になっております。そのほかには……、大変済みません、管理賃金として169万4,000円、需用費というようなことで消耗品関係等については83万9,000円ほど、さらには修繕ということで水道管とか、いろいろなちょっとした修繕で5万4,000円ほど、役務費で70万円ほどというふうな形でとっている予算が合計で366万4,000円というふうな形になっております。

利用人数ですけれども、毎年利用者は若干減っている傾向にあります。というのは、当初は町内の子供たちの目的でつくったものが主だったわけですが、人数も減っているというようなことで、ただ、NPO法人の企業努力によっていろいろな地方から呼んでいただきまして、利用人数等については減っているものの、金額等についてはほとんど横ばい状態で来ているというようなことですが、詳しい人数等については今ちょっと持ち合わせがないので、後ほど報告したいと思います。

8番 NPO法人に対しては委託料というのは別に払っていないということで解釈していいんですか。

産業振興課長 NPO法人のほうに指定管理をしていますので、その中での委託料というようなことになっております。

委員長 そのほかございませんか。

7番 それでは、82、83ページの12目の若あゆ温泉管理費、この中の工事請負費の詳細はある程度ここに書いておるんですけれども、この中にまず母屋関係と母屋以外のところがあると思うんですけれども、その母屋以外のところの工事についてどういったものがあるか質問いたします。

産業振興課長 母屋のほうでの予算が大部分を占めるのかなというふうに思いますが、それ以外のところでは、消防設備等の関係があります。さらにその配管というふうなことでの中身。それから、あゆっこ村の施設の消防関係の設備。さらには、電気設備関係というふうなことで高圧電線等というふうなものになっております。

7番 それで、今の答弁の中の高圧電線というのは照明のことですか。それとも、母屋に行くその高圧電線のことになりますか。

産業振興課長 高圧電線の更新というふうなことで、温泉側のほうの電柱から温泉のほうに行くというふうなものになっております。

7番 そうでしたか。ちょっと残念でしたね。私はちょっとグラウンドの照明に関してもう少し使い勝手のよい照明ができないかというふうな、そういう話があったので、雑談程度ですけれどもそういう話をした経緯があったので、強く押すほどではないかなと思っていたんですけれども、機会をつくって今後ぜひもう少し照明のほうも考えていただく予算にしていだきたいなということをお願いしたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長 照明等については内部でもいろいろ検討していますけれども、なかなか今照明を利用してくださってグラウンドを利用するというような方が少なくなっているというふうなこともありますし、冬期にあってはかなり高額な管理費もかかるというふうなこともありますので、その辺のことも踏まえて、今後それが本当に必要かどうかというふうなことも思いながら、検討できるものは検討したいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

5番 82ページ、6－1－12若あゆ温泉管理事業の中で平成29年度に大規模改修工事をするということなのですが、工事の開始と完了予定、いつごろまでに完成するのか、具体的な日程等がわかりましたら教えていただきたいという。そして、休館日数がどの程度になるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 この温泉についても大至急改修しなければならない部分というふうなところがありますが、お客さんの一番入る時期、夏を除いての工事というふうなことを考えております。時期的には10月、11月というふうなところでの工事で進めたいなというふうなことでは今話をしてはいますけれども、早急にしなければならないものも確かにありますので、それはお客様が不便にならない中での工事を春から行っていきたいというふうに考えております。

5番 ぜひ利用状況は非常によいわけなので、これから利用される方々にとって利便性のよいものにするための工事であろうかというふうに思いますので、短時間というか短期間で終わるようにひとつお願いしたいというふうに思います。

委員長 答弁は。（「はい、お願いします」の声あり）答弁をお願いします。

産業振興課長 ぜひ我々も年々お客さんの数も減っているわけですので、その辺をなくさないためにも、ご迷惑がかからないような形で進めてまいりたいというふうに思います。

委員長 申し上げます。審査の途中でございますが、本日の審査はここまでといたします。次回は月曜日13日午前10時より開会をいたします。9時45分までご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

午後2時56分 散会

平成 29 年 3 月 13 日（月曜日）

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（第 3 日 目）

平成29年予算審査特別委員会第3日目

平成29年3月13日（月）

出席委員（9名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	代 表 監 査 委 員	渡 邊 敬 子
副 町 長 酒 井 雅 彦	監 査 事 務 局 長	斉 藤 洋 一
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	選挙管理委員会書記長	中 山 進
総 務 課 長 中 山 進	総務課危機管理室長	高 橋 勤
まちづくり課長 伊 藤 幸 一	まちづくり課 企 画 調 整 班 長	鍛 治 紀 邦
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	税務福祉課税務班長	大 場 正 江
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 沼 沢 弘 明	税 務 福 祉 課 福 祉 国 保 班 長	須 貝 孝 子
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	税 務 福 祉 課 健 康 介 護 班 長	伊 藤 誠 宏
総務課財政管財班長 伊 藤 茂 樹	産業振興課農政班長	小 野 芳 喜
教 育 委 員 長 高 橋 純 康	産 業 振 興 課 商 工 観 光 班 長	沼 澤 豊 通
教育長 齊 藤 涉	地 域 整 備 課 農 村 整 備 班 長	伊 藤 秀 樹
教 育 次 長 叶 内 範 夫	地 域 整 備 課 生 活 環 境 班 長	大 山 邦 博
農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義	教育委員会班長	沼 澤 正

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

本日の会議に付した事件

議案第 32 号 平成 29 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 33 号 平成 29 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 34 号 平成 29 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 35 号 平成 29 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 36 号 平成 29 年度舟形町水道事業会計予算について

議案第 37 号 平成 29 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 38 号 平成 29 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時05分 再開

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 それでは、第6款 農林水産業費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番 78ページ、6-1-4 農業振興費の中の舟形町園芸農業スタートアップ支援事業補助金200万円ということで、平成29年度の新しい事業化と思いますが、まず最初に、内容等を見ますと、小規模農家初期導入経費ということでありますけれども、もう少し具体的にどういう内容なのかお聞かせください。

産業振興課長 それでは、今のご質問のスタートアップ実施事業の新しいメニューということで、平成29年度から行いたいと考えている内容になります。

まずは、対象者としましては、園芸作物というものを販売する方で、特に新たに取り組もうとするものを対象にした事業者となります。この新たな品目というものについては、対象作物として、町のほうで重点振興作物ということで定めていますネギ、ニラ、アスパラ、キュウリ、トルコギキョウ、ウルイ、タラノメ、コゴミ、フキノトウ、それにトマト、行者ニンニクということで、対象作物を区切りまして、その作物に限って新規に取り組む方について上限最大で50万円ということで、10分の10ということで考えているところです。回数については、1種目1回までということで考えている内容になります。

5番 今の回答だと、出荷する人、その出荷についてはいろいろな形態があるわけですが、私が言っているのは、定年者が新しく始めると。あと、女性の主婦の方がちょこっとつくって自分で売ったりとかして収入を得ていくという、いろいろな農業スタイルがあるわけですが、基本的には小規模農家が自分でつくって自分で売ということを広めていくことが農業の裾野が広がってくるような感じがするわけでありまして。重点品目に該当しなければだめだというふうになると、女性の方が自分でつくってさまざま売ったりとかいうことになってきた場合、この部分は該当しなくなるということではないのでしょうか。

産業振興課長 あくまでも、少しでも所得というものを伸ばしていただきたいということを考えているところですので、女性の方についても、やはりそういう町のほうで取り組んでいる作物について何とかすることによって支援したいという思いでありますし、全ての品目というものについては、今のところ考えていません。

5番 あと、これを200万円で補助を受けてする場合に、畑をつくる場合だとやはり排水がよくなければいいものがないわけでありまして。そういった中で、暗渠工事等をする場合、

100%補助でこの資金で暗渠工事を行って、そこから町の重要な品目をつくって売っていくという場合で、その暗渠工事等についても使っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長 園芸作物というものにつきましては、やはり暗渠がなければいいものが育たないということが一つの条件となっているのかなと思いますので、当然暗渠整備をするというものについては該当するとしています。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

7 番 それでは、84ページの農林水産業6－2－1のイノシシ用捕獲器購入費10万円ほどになっていますけれども、これはどんな機器なのか質問いたします。

産業振興課長 これについては、1基を予定しております。これは、柵の被いということで、1基10万円と考えております。

7 番 そうしますと、去年も同じ同額の10万円ほど出ているようですけれども、これは何台までふやすとか、計画性のもとに購入機器10万円というものを立てているわけですか。また、使用しているのはどこになるのか質問します。

産業振興課長 まず、使用といいますか、お願いしているところについては、町の猟友会にお願いするという形をとらせていただいています。この機器ですけれども、近年やはりイノシシの数が大変多いということで、県からの指導もありまして、町の鳥獣の計画を今作成しております。平成29年度には完成するかなというところで計画を立てていますけれども、その中にも、おりというものとかわなというものについては、やはり組み込みながら、少しでも町民の安心、安全につながるというところを目指していきたいということで、計画については様子を見ながらなんですけど、もう少し数はふやさなければまずいのかなとは考えております。

7 番 もう少しという部分が、今全体で何基あって、これからどのぐらいまで必要と見込んでいるのかというところが聞きたかったわけですが、もう少しという部分の検討はまだ全くついていないという解釈でいいんですか。

産業振興課長 それについては、今後状況を見据えてというところですので、ことしについては1基ということでさせていただいたところです。

4 番 同じ款項目の同じ質問になりますけれども、恐らくことし設置するもので3基目かなと思うんですが、この捕獲器についての実績等あれば。

産業振興課長 そのおりを使った捕獲というものについては、今のところ実績はありません。ただ、銃でのもので14頭ほど確認されております。

4 番 ことしは県もこのイノシシ対策に力を入れているわけです。舟形町の猟友会並びに新庄の猟友会と共同駆除もやって、ことしの冬は約30頭近く捕獲したということを伺っております。そういう観点からして、イノシシ対策について、おり等については、猟友会のプロの方が、あのおりではイノシシは入らないという言葉が結構あります。実際実績もないというのがそ

のとおりだと。実際1基目を実験的に入れて4年前ぐらいになるのかなと思いますけれども、今回3基目と。今何基までふやすという質問もありましたけれども、おりの対策も確かにかもしれないけれども、実際畑が荒らされているわけです。各農家に一般的にイノシシは低い姿勢から入るということで、走って飛び越えないということで、こういう性質があるそうです。電熱線の駆除、要するに農家が申し込み、これが欲しいと、これに対してどうなのかと聞かれた場合に、そういう対策というのは考えないんですか。

産業振興課長 今の話については、電熱線での柵ということになりますけれども、それについては、来年度の要望調査の中でもそういう希望があるかというところがありまして、実は、長者原のある方、これは荒らされた方なんですけど、その方にそういうものを設置してみる気はありませんかという問い合わせもしながら、今確認作業を行っているところであります。もし必要だとすれば、補助金の範囲内ですけれども、それを活用しながらそれに取り組んでいくということをやってみたいなどは考えております。管内でもそんなところで行っているところもありますので、そういうものを参考にしながら町でも取り入れるものは取り入れていきたいとは考えています。

4番 やはり、効果のないものに余り力を注ぐというか、期待をしないで、効果的な手立てをもってやるのが一番大事かと思います。大分ことしは捕まえたようですけども、これで安堵するのではなくて、もうすごい勢いでふえていくわけです。12月の定例会でも2名の方がこのイノシシ対策について質問したわけですけども、県も力を入れているとおりに、町でもしっかりと対策をしないといけないと思います。そういう意味でいうと、新しい対策であれ、猟友会の育成ということが一番急務かなという思いがあります。猟友会のメンバーが減ることによって、狩猟民族である姿が薄れて、やっぱり有害動物がふえてくるということが現状だと思います。ぜひ、そういう対策をもって、猟友会の育成等にも力を入れるべきではないでしょうか。

産業振興課長 それについても、委員のおっしゃるとおりかなとは思っていますので、猟友会と話を回を重ねて、育成ということについても含めて今後話を詰めていきたいと思っています。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

5番 80ページ、6－1－7 圃場整備事業、農地整備計画設計事業2,710万円ということで予算計上されておりますが、その内容を見ますと、三光堰、檜原地区、沖の原地区が新規となりますが、具体的に今この話し合いに入っているという箇所がどの程度入っているのか、知っている範囲で結構なので、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 農地整備計画でございますが、今議員がおっしゃる三光堰西並びに檜原地区、沖の原地区について入っております。全て地元と調整をしながら話は進めております。ただ、入っていないのが紫山地区でございます。このような形になっております。

5番 非常に危惧されるのが、長沢地区、堀内地区の地盤整備が進んでいないというところが非常に危惧されるわけですが、この両地区の現在の状況はどうなっているのでしょうか。

地域整備課長 長沢地区と堀内地区であります。長沢地区に関しては、たしか四、五年前でしたか、地元に入りまして説明しておるんですが、なかなかいい回答が得られず現在に至っているところです。堀内地区についてはまだ入ってないという状況でございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第6款 農林水産費について質疑、審査を終結いたします。

第7款 商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第7款 商工費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番 90ページ、7－1－3観光物産センター管理費ですけれども、観光物産センターの業務委託料437万円となっております。昨年はなかったんですけれども、どこに委託なさるのか、お聞きいたします。

産業振興課長 委託先については、今のところ、町の振興公社というところをお願いしたいなというところで考えている内容になります。

3番 振興公社に委託をするということでございますけれども、現在はまちづくり公社が運営しているというふうに私は思っているんですけれども、まちづくり公社との話し合いということは当然なされて、振興公社のほうにということだと思いますけれども、まちづくり公社が今運営している中では、やはり運営するための人を雇用して運営していると思うんです。そういうことになりますと、振興公社のほうに委託するということになりますと、そのまちづくり公社で雇っている人というのはどのようなになるのか。そしてまた、話し合いの中で、例えば公社の社長とか、一緒に納得されて話し合いをされたのかお聞きします。

産業振興課長 当然公社のほうとは何回か話をさせていただきながら行っているところであります。公社の雇用についてはちょっと把握できていませんので、その辺は、まちづくり課のほうでわかれば、というようなことでお願いしたいと思います。

まちづくり課長 まちづくり公社の件につきましては、物産センターがいわゆる委託をしないということで、お話を町のほうからやっていたわけですが、その辺はご理解いただいて、振興公社のほうにというふうになってございます。ただ、まちづくり公社の中で、その後従業員の方々の配置云々については、私ども町のほうで言及はいたしておりません。

3番 町の情報発信と観光PRを充実強化するということで振興公社のほうにということだと思いますけれども、振興公社でなければこの目標を達成することができないという判断のもと

になさったわけですか。

産業振興課長 やはり、本来ならば、民間の方が観光業に携わっている方ということでお願いできればということは、常に念頭に置いているんですが、なかなかそういう団体、そういう組織というものがないので、何とか町と歩調を合わせながらできるというところについては振興公社かなという判断のもとに今回お願いするということになります。

委員長 ほかにございませんか。

まちづくり課長 どうも済みません。先ほどの件ですけれども、まちづくり公社に委託ではなくて、商工会のほうに物産センターを委託しているという形になります。

委員長 失礼しました。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、質疑なしと認め、第7款 商工費について質疑、審査を終結いたします。

審査の途中でございますが、ここで説明員交代のため、暫時休憩したいと思います。よろしくをお願いします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し、審査を再開いたします。

続きまして、第8款 土木費について審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款 土木費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番 96ページ、除雪対策費ですけれども、この中に除雪機械格納庫整備事業があります。この整備事業については、旧高専跡地と聞いていたんですけれども、先日の全協のときに、町長の答弁の中で、まだ高専跡地というのは決定していないという答弁でございました。高専跡地は非常に勾配が急であると。そしてまた、片側が非常に高い崖になっているということで、非常に危険だという話を聞くんですけれども、町長はどうお考えでしょうか。

町長 急勾配は確かに急勾配だと思います。それから、ただ、崖の高さとかそういったものについては、両サイド、東側も西側も急傾斜等の対策工事を県のほうからしていただいているので、その内部の中のほうの指定地域の網かけになっているところについては安全だと思います。ただ、先ほど言ったとおり、急勾配という観点もありますので、それらについて今検討しているところでございまして、そういったところを総合的に勘案しながら、それから分散して格納庫を配置することについてのメリット、デメリットというものも考慮しながら検討させていただきたいと思います。

3番 いろんな人から私は話を聞いているんですけども、その中で、非常に危険だということで、今除雪なさっている方がいると思うんですけども、除雪なさっているオペレーターの方々からもお話は聞いておられるのでしょうか。

地域整備課長 ただいまの件でございますが、オペレーターの方々からは、この場所について危険だとかそういう話は今のところ私のほうには入っておりません。話題としては出ていますが、次はどこに建築になるのかということはオペレーターの皆さんもご心配しているところでございます。具体的な相談とかそういうものは一切来ておりません。

3番 先ほど町長の答弁で、何カ所かに分散するという話もございました。そうした場合、分散した場合には、例えば整備の費用、あるいは管理費というものが当然私は多くかかるんじゃないかなと。私は素人ですから全然わからないんですけども、勝手に多くかかるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

地域整備課長 そこら辺ですけれども、経費の面、分散するということは、施設が2つないし複数になるということでもありますので、いろんなところでそういうことが出てくる可能性もございます。そこら辺も含めましていろいろ検討しまして、どこが一番ベストなのかということと、そこを今後検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

2番 同じ97ページ、河川費の中の3-1、河川公園管理委託料とありますけれども、この内容についてお聞かせください。

地域整備課長 河川公園管理委託料でございますが、この533万円でございますが、十二河原河川公園の管理並びに直轄河川であります最上小国川の下流部の直轄部分の堤防の草刈りとか、全て入っております、その中で、河川費の中の委託料ということでこの金額の内容となっております。

2番 委託料ということで、金額が少ないので、入札とかそういうものではなくて、随契で行っているわけですか。

地域整備課長 この委託、十二河原の河川公園委託に関しましては、入札で行っております。
（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかにございませんか。

7番 94ページ、8款2項2目の社会資本整備事業物件移転費補償金ということで3,500万円。これは、去年2,550万円だったかな、そのぐらいの金額に上乗せをして今回予算をつけているわけですけども、これは去年はできなかったわけです。ことしはきちんとこれを履行できるという目途はきちんと立っておりますか。

地域整備課長 社会資本整備事業の中の物件等の補償費でございますが、舟形一関線でございます。今年度は、会社の事務所と作業小屋を1件予定しております。平成29年度で補償するよ

う事業を進捗してまいりたいと思います。

7 番 この社会資本整備事業は順番待ちも多い事業のようですから、やっぱり繰り越したりしないで、予算をつけた年度にきちんと履行するという姿勢は持っておいてください。ということで、去年2,550万円が3,500万円になったわけですが、そのプラスの部分というのは何に当たるわけですか。

地域整備課長 今年度、作業小屋が1件ございますので、その分がプラスされております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

4 番 96ページの8-2-3、先ほど質問がありました格納庫の件について、私からもちょっと質問させていただきます。

10工区の車両は、以前、農村環境改善センターのところにあって、今は堀内の集落排水事業所のところにあるかと思います。パイプ車庫のやつで整備されていると思います。一昨年、2年前、3年前かな、長沢地区に車両基地を建てたわけです。中央には確かに一、二台予備車並びにポール等を格納する、役場で必要な給水車両かなんかを格納する車庫は必要であっても、今入っているような六、七台一気にまとめるものは、やはり効率的に非常に悪いと思います。と同時に、10年、十数年単位で定期的に機種を交換するわけです。それでいいのであれば、堀内のパイプ車庫が近年かなり長い年数で使用していて、保管するのに支障はございますか。

地域整備課長 堀内の実栗屋の集排の処理場に今パイプ車庫がありまして、そこに10工区の除雪車が入っております。パイプ車庫そのものは立派なもので、雨風をしのげるような状況であります。支障はないのですが、議員がおっしゃるとおり、やっぱり長沢のような2台とかが入るああいふタイプを堀内エリアにあればいいのかなと思ってはおるんですが、とりあえず今回は、中央部の木友にある除雪格納庫の新築を優先して、将来の計画としてはそういうパイプ車庫は立派なパイプ車庫でありますけれども、ちゃんとした常設のものが必要であろうかなと考えております。

4 番 私的に考えるのは、逆に構造物、建物ではなくて、逆に今からずっとパイプ車庫で十分なのかなという思いがあります。中央に二、三台の車両と備品を確実に格納できるステーション、建設省並びに県が言うには、ポールはプラスチックだろうから野積みしておきますけれども、そういう形で、隣の雪深い尾花沢市では、ポールは竹を使用しております。しなやかで折れにくくて、経費をしっかりと削減して除雪対策にしっかりお金を使っているという形をしておろうかと思います。建物に2億円ほどかけて、計画設計、建築の計画であろうと思いますが、費用と効率性と効果性を見て、しっかり検討していただければと思います。私はパイプ車庫で十分で、しっかりとした除雪サポートを、一般質問にありましたけれども、車両2台に小型をふやすか、もしくは生活道路の整備五百数万円、5件の分の予算がついて

いますけれども、遠いところは小型車両が行くか地元のトラクターとかで除雪している人に委託してやってもらうとか。的確に早い時間に同時に除雪できる体制のほうをしっかりと計画するべきではないでしょうか。

地域整備課長 ただいまのご意見、大変ありがとうございます。4番委員がおっしゃるとおり、そういう少ない予算、限られた予算の中で対応していかなければいけないものですから、ましてや、先ほど言われたポールの件とかも、今後すごく検討していく課題かなと思っております。あと、パイプ車庫に関しまして、そこら辺も含めて検討しまして、今後、限りある経費の中で除雪対策事業を執行していきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。どなたもいらっしゃらないので、4番、質問ありますか。（「3回目だっけか」の声あり）3回終わっているはずです。ほかにございませんか。

4番 もう一回念を押しますけれども、とにかく雪の対策、町長が言うように、誇れる町、住んでいい町をつくるには、人口減少対策をするにも、この雪の問題がとにかく不可欠な問題であります。そういう意味であれば、やはり私もパイプ車庫で格納されている除雪車の区間を二年ほどやった経験がありますけれども、あそこに格納されているところに車で通って行って、何ら不自由さも不便さも感じませんでした。逆にいうと、車庫に入っているよりも作業に出るのが素早くできるなという感覚がありましたので、意見を申し上げて、今後しっかりと事業計画を組んでいただきたいと思います。

町長 ありがたいご意見をいただきました。ただ、一つビニールハウスのようなテントのものについては、やはり長期的に見ますとかなりの仮設的なものでございまして、前回堀内から移設する際にも、直前に大変お金をかけて更新したやつを持っていったということもございます。現在木友にありますセンターの中にも、まだまだ使える部材のものがございます。そういったものを利用しながらというところで考えているところでございまして、さらには、竹のポールについても、職員には来年以降検討しろよという指示も出しているところでございまして、委員おっしゃられるとおり、しっかりと町の形とかそういったものにお金をかけるよりは、町民にお金を使えるような仕組みをしっかりとしていきたいと思いますので、今後ともご指導いただければと思います。

4番 ぜひ、そういう考えでしっかりやっていただきたいと思います。この除雪対策費は、費用がかかることだけを言うわけではありませんけれども、いろんな形で中身を変えて費用を捻出しております。例えば今はどこも監視費を恐らく出しているはずですが、しかしながら、今言ったポールの扱い方、すごく乱雑であります。あっちに曲がってこっちに曲がって、車にぶつかるようになっていても直せと町が指示しないと直さないと。それを監視するための費用が恐らく出ていると思います、業者のほうに。これはオペレーターではなく業者のほうに出ていると思います。そういう形で、そういう対策をしっかりとやる。それは、やはりオペ

レーターでなくてもその業者にやっているんだから、業者の職員の誰かがポールを直せばいいわけです。そういう指導体制をしっかりとしないとよくないという感じがすごくしております。そういう意味で、適切な予算に適切な対応をしていただいて、しっかりと計画を持っていたいただきたいと思います。

地域整備課長 今、4番委員が言われたとおりのこと、おっしゃるとおりだと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

7番 それでは、98ページの8-4-1住宅区画管理費の工事請負費、町営住宅の工事請負費5,952万円ほどの事業内容の詳細について質問いたします。

地域整備課長 住宅管理費の工事請負費の内容でございますが、本年度、社会資本整備総合交付金を使いまして、舟形団地3号棟の長寿命化等の改修工事を行います。これらについては5,700万円の予定でございます。あとは、堀内の定住促進住宅の屋根の改修130万円ほどを予定しております。あと、木友団地と西堀集合団地のエアコンの取りかえを1台ずつ予定しております。これが122万円ほどの内容となっております。

7番 そうしますと、その中の3号棟の5,700万円、これが工事の詳細。これを質問させていただきます。

地域整備課長 3号棟の工事の内容でございますが、長寿命化として、屋根、外壁の耐久性の向上工事です。あとは、給水管、排水管の耐久性向上の工種となります。あとは、居住性の向上ということで、サッシの断熱化を行う予定でございます。あと、福祉的な対応ということで、階段、手すり等の設置を行います。あと、安全性の確保ということで、玄関扉等の更新を行う予定でございます。以上、大まかな工種となります。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

5番 92ページ、8-1-1土木総務費の中の、金額は少額であります、克雪技術研究協議会負担金7,000円ということであります。これまで、舟形町でかなり雪冷房を初めとして、雪を利用したことを数多くやってきたわけでありましたが、かなり最近はなかなか聞けなくなっておりますが、この負担金というか、協議会というのはどういう活動を行っているのか、質問したいと思います。

地域整備課長 克雪技術研究協議会でございますが、この協議会については、新庄市が事務局で、なお新庄に雪氷防災研究センターがございますよね。あそこも一緒に協議会の中には入っております。そんな中で、克雪対策についていろいろと勉強しておるところでございます。主に克雪の中で、その協議会の中で、克雪に関する活動や研究、さらには研修会などがございまして、そういう協議会でございます。

5番 そうしますと、この負担金7,000円だけ払っているんじゃなくて、そういう研修会やら、いい情報等があるという場合については職員等も行ってお話を聞いているということではないん

ですか。

地域整備課長 そのような形になっております。

委員長 そのほか質疑ございませんか。質問ですか。

5 番 94ページ、8－2－1の町道管理費400万円とありますが、どういう管理をしていただいているのか、そしてまた、契約につきましてはどういうふうな、要するに競争なのか随意的なのか、この辺も含めてお願いします。

地域整備課長 町道管理委託の内訳でございますが、主に町道の草刈り、さらには側溝等の整備、あるいは支障木等の伐採などの業務がございます。それらについては、見積もりの入札、見積もり、もしくは随契、予算の範囲内の中で行っております。あとは、町内会に除草の業務をお願いしているところがございます。そちらのほうにも委託料の中から支出しております。かなり小分けしている委託なものですから、入札とかそういう行為は行っておりません。
(「わかりました」の声あり)

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款 土木費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第9款 消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款 消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

7 番 9款1項3目防災費の中の103ページの中の防災事業の中に、中段ぐらいに防災行政無線電波利用料ということで9万3,000円ほど上がっていますけれども、これは何の電波を使用する使用料なのか。どこの電波を使用しているのか質問いたします。

総務課長 これにつきましては、県の防災行政無線の電波利用料になります。

7 番 そうしますと、去年の資料を見ますと、5万円ちょっとぐらいになっているようなんですけれども、9万3,000円とちょっと値上がりになったようですけれども、この理由について、なぜ値上がりになったのか質問いたします。

総務課長 通年ベースについては5万4,000円ほどで同額なんですけれども、今回無線局の再免許の更新時期に入っております、その分が増額になっております。

委員長 ほかにございませんか。

4 番 102ページ、9－1－3の中で、右側103ページで下から3行目、防災に強い地域づくり総合支援事業補助金が去年に対して3分の1ぐらいになっているようですけれども、その内容をお聞かせ願います。

総務課長 これは、当初県のほうで防災の自主防災組織に対して資機材を整備するための費用を県が20万円、町が20万円ほど出して実施しておりましたが、それが県のほうの補助金

が切れまして、町で単独で20万円を出しておりますが、これについては、自主防災組織で防災訓練をするときに初めてするところについて……違う……防災の資機材がまだ整備されていないところで、今まで補助金等を町のお金で整備されたところは外れまして、今後初めてするところに20万円を交付して、いろんなヘルメットとかいろんなものを整備するための費用を町で補助している補助金であります。

4番 各地で自主防災を立ち上げて、しっかり自分の集落は自分で守るという体制がかなりできているかと思えますけれども、県の費用が20万円マイナスになって、単独の20万円だけとなると、前に40万円だったものが、40万円でもいざ備品、ヘルメットとかいろんなものをそろえようとする、なかなか地域性の器にもよろうかと思えますけれども、40万円だけではしっかりしたものを備えつけられないという話を伺ったことがあります。それが、県のやつがなくなって20万円となると、なおさら地域で備品を整えろといっても、ますます整えづらい。逆に町から言わせれば、あなたたちのところが早くしないからそうなんだというかもしれないけれども、それに対しての対策はどう考えておりますか。

総務課長 今、委員からも言われるとおり、今早くしないとだめだということは当然あると思います。補助金については、町のほうの補助金は基本的にはサンセット方式で5年とか3年をずっと出すのではなくて、基本的には、制度設計的には3年ないし5年でやるということをやっていますけれども、これについては、防災組織の資機材等についてはそうはいかないだろうということで、本来であれば補助金の交付期限が終了した段階で一旦は閉じるものがありますけれども、町のほうでこれは必要だということで町の部分を引き続きやっているということでございまして、その辺については理解をいただきたいということがありますけれども、今後そういった要望があれば、そこら辺については検討してまいりたいと思いますが、これは、基本的には、その町内会1回いただければ一応それで終わらせていただくという前提のもとに整備をしているものでありますので、今後の対象の町内会を踏まえて、要望等を踏まえて、検討すべきことがあれば検討してまいりたいと思います。

4番 きょうは3月13日です。土曜日には3・11、6年前、ことしで7回忌という形の中で、各地で慰霊祭なりがある模様をテレビで拝見したわけです。自主防災の大切さを改めて実感するところであります。県の予算がなくなったからその半分、もともと町の20万円の部分だけの予算化だけではなくて、やはりこれを取り組んでいない地区に推進して、立ち上げさせるためにも、前に県のほうのあった20万円、それが減額になったのであれば、それを一般財源でもしっかり予算を組んで、前に立ち上げたところと40万円等と同じような形の中で備品をそろえる、これは1回目の一時金だと思いますけれども、そういう体制をぜひ検討していくべきではないでしょうか。

総務課長 先ほど言った基本原則はございますけれども、必要とあれば検討してまいりたいと思

います。

委員長 ほかにございませんか。

1 番 9－1－3 防災費でございます。この中で、ドクターヘリの保安誘導業務休日の賃金73万2,000円でございます。昨年度のドクターヘリの要請というか、出動回数は何回ございましたか。

総務課長 数件でありますけれども、今手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思いますが、多分五、六件程度だと思います。

1 番 特に冬期間は南署と バイパスの駐車場ということで2カ所。それで、今回光生園が新しくなりましたが、あそこにもヘリポートができたわけですが、光生園のほうも冬期間は使用するということでよろしいですか。

総務課長 そのようになっております。

1 番 やはり、役場の業務をしている以上、日中はいいいんですけれども、休日というやはり消防署を退職した方をお願いしていると思いますけれども、ここに73万2,000円という金額が出ているんですけれども、できるだけドクターヘリが出動しなければいいんですけれども、これで間に合うような賃金ということで考えてよろしいですね。

総務課長 この積算につきましては、休日6,100円で計算しております。この来年度が120日なので73万2,000円を計上しているということになります。

委員長 ただいまの1番委員の出動回数の資料につきましては、資料請求ではなくて、後ほど1番委員に説明をお願いします。

ほかにございませんか。

5 番 102ページの9－1－3 防災費の下から2行目、山形県自主防災組織充実強化支援事業補助金20万円とありますが、これはどういうときにもらえるというか、補助金として使っていくのか。この内容について質問します。

総務課長 自主防災組織を設立して、その自主防災組織が初めて防災訓練や安否確認訓練をする場合について、こういったことが大事だということがあって、最初の先ほどの委員の質問で20万円の分がなくなって、今度はこういう防災訓練をしてくださいという方向に変わりました。その分が県から2万5,000円、町で2万5,000円をかさ上げして5万円の範囲内でやってくださいという補助金であります。これについては、今申し上げましたとおり、自主防災組織を立ち上げて、まだしていない団体が対象ということになります。

5 番 そうしますと、1回目は県なり町のほうから補助金は出ますと。そして、その後全然やっていなくて新たに始める場合について、上限5万円で支給するという内容のように聞こえますが、では毎年きちんとやっている地区に対しての補助というのではないのでしょうか。

危機管理室長 今、5番委員の質問ですが、この事業は平成27年度から自主防災組織充実強化支援事業ということで始まったわけですが、自主防災組織が設立しただけでは、

それは単なるスタートですということで、ことしから、自主防災組織充実強化事業について、2万5,000円については、初めて自主防災訓練をするところも含めてなんですけれども、この事業を初めて使う自主防災組織。昨年もことしも防災訓練をやっていたところも対象になります。平成28年度から。平成27年度については、初めて行動を起こす、防災訓練を起こすところという限定だったんですけれども、平成28年度からについては、充実強化事業の補助金を使ってするやつも該当になるようになりました。

5番 ただいまの回答を聞いていますと、毎年する場合についても補助の対象になるという理解でいいんですね。あわせて、もしなるとすれば、どういうふうなものに使えるのか。この辺も含めて再度質問したいと思います。

危機管理室長 この事業については1回だけです。自主防災組織が設立したときとか、この事業をまだ使っていない自主防災組織。2回も3回も使えません。1回だけ使えるようになっております。

委員長 よろしいですか。ちょっと休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

委員長 休憩前に復し、審査を再開いたします。

5番 それでは、その2万5,000円というのは、どういうことに使えるのか。先ほど言ったんですけれども、この辺の回答はいただいております。

危機管理室長 防災資機材になります。訓練用の資機材です。（「もっと具体的に」の声あり）例えば、無線機とか誘導棒とかチョッキとか。20万円のほうでも使えますし、この県からの2万5,000円についても同様です。失礼しました、県から2万5,000円、町から2万5,000円、5万円の範囲内で補助金になります。

委員長 5番委員、よろしいですか。（「わかりました」の声あり）ほかにございませんか。

2番 102ページ、同じ項目の中で、防災士試験受講負担金3万3,000円とありますけれども、この試験を受けるための補助金だと思いますけれども、本年は何名の受験をさせる予定でいるのかお聞きします。

総務課長 今回も、今年度に引き続き来年度も公募してやりたいと思っていますけれども、平成29年度は一応3名の分を予算計上しております。公募が多いということになれば、そのときに補正とかそういったことも考えていく必要があるのかなと考えております。

2番 今年度は3名ということで理解はしました。一般質問の中でも、これをもっと人数をふやさなければならないという提言もありましたので、なお一層防災士の人数をふやすように努

力していつてもらいたいと思います。

総務課長 ふやすように努力したいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、質疑なしと認め、第9款 消防費について質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第10款 教育費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款 教育費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番 122ページ、10－5－3 B&G海洋センター管理費の中でお聞きいたします。

ここで聞くのが適当なのかちょっとわかりませんが、B&Gの体育館は町でもかなりスポーツとかそういうものに対して使用しているようでございますけれども、その中で、トイレのことについて、ある町民から要望というか、お話があったわけですが、結構お年寄りの方もあの中で町の事業としてやっていると思いますけれども、和式しかないので大変だという話をお伺いしましたので、その辺、洋式に少し手直しとかを考える予定はあるのかお聞きします。

教育次長 B&Gセンターのトイレについては、全部和式になっておりまして、高齢者の方とか子供たちも使います。洋式という要望がございまして、今回検討したんですが、結構高額になりまして、当初予算にも反映されておりません。今後、部分的に和式から洋式のほうに変更できるようなことをこれから検討してまいりたいと思います。

2番 検討しているという答えなのでまず安心しましたけれども、やはり高齢者は大変なわけですね、和式というのはなかなか。まして寒い冬のスポーツになればますます大変になるわけですね、スピード感をもってやっていただきたいと思います。

教育次長 これから検討してまいります。

委員長 ほかにございませんか。

7番 108ページの10款2項1 小学校管理費の中の上段から七、八段目ぐらいにあります燃料費についてお伺いします。79万円ほど上がっておりますけれども、この燃料費、平成24年ごろだったと思うんですけれども、エアコン暖房にかえたと思うんですけれども、この燃料費というのは電気代なのか灯油代なのか、ちょっと不明なので質問いたします。

教育次長 79万円の燃料費につきましては、灯油代が42万円、それからスノーモービル等の燃料費が含まれております。以上です。

7番 そうしますと、例えば暖房に灯油を使うとか、その暖房以外にエアコン暖房にしたということは電気代がかかるという燃料費というんですか、そこは、これでいうとどこに出てくるか、ちょっと教えてもらえませんか。

教育次長 暖房につきましては、数年前にエアコン化を図っておりまして、この109ページの⑤
光熱水費835万2,000円がありますが、ここにところで電気代等に含まれております。

7番 そうしますと、ちょっと今わかるかどうかはわかりませんが、灯油からエアコン暖房にするというときに、灯油を使うよりも相対的に見ると安い金額になるという説明があつてエアコン暖房を導入しました。その結果はきちんと反映されているのかという質問をしたので、その電気代が実際に灯油と比べたら実際安くなっていますかという、そういうデータとかはとっておりますか。

教育次長 小学校のエアコン化につきましては、平成25年の統合のときに実施しております。その当時と現在の比較については、現在手元にありませんので、もし時間をいただければ、後で調査をしながら出せるものを出します。（「では、資料を出してください」の声あり）

委員長 資料請求ですか、後日7番委員に説明ということですか、どちらですか。（「資料をください」の声あり）

お諮りします。ただいまの7番委員の資料請求ということで、了承してよろしいですか。
（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、後で資料として提出をお願いします。

教育次長 比較する材料として、当時は暖房だけでしたし、平成25年からにつきましては冷房も使っておりますので、単純な比較にはなりません、平成24年度までの決算ベースでの光熱費、それから平成25年度以降の需要費等の決算ベースでの比較になりますけれども、数字は後日提出いたします。（「お願いします」の声あり）

委員長 ほかにございませんか。

1番 10－3－1 中学校管理費でございます。ページが113ページに移ります。ここで下から3行目、一般原材料費、小学校の管理費にも一般原材料費がございます。一般原材料費の内容をお知らせください。

教育次長 この原材料費につきましては、雪囲い材料代、それから花壇等の土等になっております。

委員長 ほかにございませんか。

5番 122ページの10－5－1、下から4行上、最上地区中学校軟式野球大会実行委員会付託金2万3,000円とありますが、なぜこの項目がここに入っているのか。要するに、中学校関係のところに入ってくるような感じがしますが、中学校管理費ですか、この中学校管理費に入らないで、なぜこの保健体育総務費に來ているのか質問したいと思います。

教育次長 この大会につきましては、中学校の中体連の段階で上がってくる大会ではなくて、新庄市の青年会議所が主催しまして、五、六年ほど前から実施をしている大会でございます。したがって、学校管理費ではなくてB & Gの社会体育のほうに計上しております。

（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、116ページの10款4項3目の文化財保護費の文化財保護委員報酬ということで、14万4,000円支出することになっておりますけれども、何名に対してこの予算……ちょっと済みません、質問の内容を変えます。文化財保護委員の仕事の内容はどういうものをしていただいて報酬を支払っているのか質問いたします。

教育次長 教育委員会で行っている文化保護活動がございます。例えば、町指定文化財が14ございますけれども、そういった文化財の指定に伴うところの意見をいただいたり、それから、町の文化財の保護活動に対する助言等、文化財全般に対する指導やら助言やらをもらっております。

7番 仕事の内容はそういう内容ですね。そして、私が一つ聞きたい、いまさらという部分と、これからちゃんとやってくださいという部分で聞きますけれども、定泉寺の脇にエゾエノキがありますね。それは、文化財保護の写真もちゃんと載っていたと。今、公民館の図書の中にある何ページかに載っているという話を聞いています。その木を切るときに、全然保護委員の方、この趣旨からは外れていますよね。全然これをどういうふうにするかという問い合わせ、会議がなかったと。全部切られてしまったと。我々保護委員に話、相談もなく。それはもういいです。もうなくなってしまいましたから。つくってくださいとは言いません。ということで、今、町指定の文化財が15あって、県の指定が1件あると。富田町内会に県の指定の杉があると。こういう文化財に関して、町が手を加えようとするときは、きちんとその保護員の仕事の内容の面からいっても、きちんと話し意見を聞くという、その手順が必要であると思うんです。前はそれが抜けていたと思います。今後はきちんとしてくださいという意味で、お願いしたいということで質問いたします。

教育次長 まず、誤解がございます。定泉寺の左側にあるエゾエノキにつきましては、町の指定文化財ではございません。指定文化財の候補としては上がっているんですが、県内でも3番目に太いということで候補には上がっているんですが、まずは町の指定文化財ではございません。そして、町の指定文化財の管理につきましては原則所有者になります。そのための維持管理の補助金等も何カ所かあるんですけれども、原則は所有者。そして、そのエゾエノキの伐採につきましても、当時文化財保護委員の会長に話をしました。会議を開く時間がありませんでしたので、会長には話をして、諸般の事情がありまして、総務課で伐採しました。その辺の内容につきましてもお話ししてご理解を得て切ったと理解しております。

7番 まずあれは、町の指定文化財ではないと。ないとおっしゃいましたけれども、ちょっと図書がわからないんですけれども、354ページに載っている資料があると。その資料は舟形町の文化財という項目の中にあるという話を聞いております。ちょっと済みません。私は何の図

書かと今言えません。ページだけ教えていただいたので。そこに、舟形町の文化財という形でエゾヒノキが載っているという話を聞いています。というのと、確かにそれは不明確でも、例えばその話にのっているという段階で、舟形町の文化財にしようかという話にのっている段階で、やっぱり切る前に相談をするというのは、手をかけるという段階で相談をするというのは筋ではないのかなと思います。今次長が言ったのは、会議の中で理解を得たということだと思います。手をかけてから。違いますか。まあいいや、終わったことですので。それはまずいいとしても、今後そういうものがあれば、やはりこの文化財保護委員、予算をとっていますよね、お金を支払ってまで。この方の意見を十分に聞いてから予算執行、工事をしていたきたいということなんです。

教育次長 文化財の保護活動につきましては、これから7番委員が言われますように、文化財保護委員の見識も活用しながら保護活動をしてまいります。

委員長 ほかにございませんか。

5番 122ページ、10－3－1 保健体育総務費の中に、ハマグリ沼登山道整備委託料10万1,000円とあります。まず一つが、どういうふうな委託を行っているのかということと、せっかくのすばらしいハマグリ沼であるので、町民の方々に理解をしていただくための働きかけといいますか、この辺のところはどういうことを行っているのか、質問したいと思います。

教育次長 このハマグリ沼につきましては、松橋の葉山の下のほうにあるハマグリ化石が出る沼でございます。現在、営林署で管理している道路が何カ所か崩れておりまして、車では行けないんですけれども、松橋滝の沢林道の途中から入る道路がございます。そちらから入る遊歩道と営林署で管理をしている道路の手前のほうからの草刈りを松橋町内会にお願いをして、下の草刈り程度の管理をしております。10万円です。そして、活用につきましては、なかなか今車が行けなくて活用できていないんですけれども、去年、産業振興課の緑環境税の補助金も活用しながら、ベンチ等を整備いたしました。これから学校のほうでも使えるように周知徹底していきたいと思います。

5番 ぜひ、案内板等を立てていただいて、気軽に行けるような形にしていきたいということと、旧林道ですけれども、そちらのほうに行くと、もう道路が草ぼうぼうでなかなか行けないんですけれども、クジラの化石等もあります。こういったところをやっぴりもう少し大事に管理していけば、観光資源になっていくんじゃないのかなという感じがするわけです。もう少しやっぴり、その前提として、町民の方々からのこういうものがあるという認識をしていただくために、もう少し気軽に行けるようなコースをつくっていただきたいということです。

教育次長 わかりました。去年、松橋滝の沢林道の入り口のところに行ったところ、ハマグリ沼の看板が倒れておりました。秋だったものですからそのままにしていたんですけれども、今

年度、看板程度は復元していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

4番 106ページ、10－1－2新しいメニューで力を入れようとしている日本一の給食食育推進事業で、食のすばらしさを子供たちとともに考えていくという形で取り組む事業だと思えますけれども、学校の給食と食育、今現在、小学校の花壇といいますか、授業で取り組んでいる作物づくりといいますか、前にも言いましたけれども、校舎の北側は非常に条件的に悪いところにあります。食育とともに、長沢小学校であれば学校の前にあったわけです、子供たちを試みれば広い畑が。今後、食育を進めて日本一の事業という形にしていくためには、そういう面についてどう考えておられますか。

教育長 委員には前にも一般質問でご質問いただきましたが、これから進めるに当たって、やはり食の体験活動を充実させていくという姿勢であります。ただ、前も申し上げましたように、現在、学校の前のほうと後ろのほう、今言われたように、非常に北のほうは条件が悪いわけですが、そちらのほうでやっておる次第でございます。ですので、これからもしこういった作物を考えたらいいんじゃないかというふうな。これから検討委員会も始まりますので、もしその作物がもっと広い場所で必要だというのであれば、そういったことも含めて検討していくことになろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

4番 言葉尻をつかんで大変申しわけないです。作物が育つようになればという言葉で教育長は言いますが、育つようになればじゃなくて、育てるんです。地域の人間と子供たちが一緒に作物を育てて、それを給食に取り込んでいい給食、食育を勉強していくという形ではないでしょうか。育つようになればということは、やる気がない言葉に受け取られます。もう一度お願いします。

教育長 もしそういうふうにとられたら、大変申しわけございません。まず、食育に関してですが、そのような形で、子供たちにしっかり作物の体験をさせる。それは作物づくりを体験させるということはやっていく。これは第一目標でございます。それから、子供たちの食育にかかわってのほかに、さまざまな気づきがすぐ見られるという場所が必要なわけなんです。そうしたときに、ちょっと段階的に、現在の場所が広ければその場所につくって、すばらしい作物をつくって、子供たちが日々観察できるようところが最上なわけですが、現在やっているところでも必要なんです。つまり、その作物をつくるに当たって、食育というその視点だけでやっているのではないのです。ですので、今言われたように、さまざまな場所で作る。そのことがもしかして条件が悪くて育たない。それも子供たちにとって勉強になるのです。ですので、委員が言われた食育から、もっというとこの給食の食育推進事業からすれば、必ずりっぱなものをつくって体験させる、そのための場所は当然必要なわけですが、そうでなくて、現在のその場所で作ることも、子供たちにとっては大変

重要な場所だということをご理解いただきたいと思います。

4番 今の姿、形にとってつけたような言葉の意味に対しては、私もある程度理解はできます。

日陰で育つ作物、日陰では育たない作物の勉強にも確かになろうかと思います。

今、中学校も長きにわたり計画をすれば移転問題。あそこのハリヨ地区は教育ゾーンという形で恐らく推進していく形をとろうかと思います。町長も言ったとおり、土地の利用、ランドデザインという形を計画しながら、町全体の土地計画をつくっていく中で。保育所があり、小学校があり、中学校が来て、若干真ん中に、これは計画前に先買った一般の方の住宅があって、ちょっと私的には邪魔という言葉は言いませんけれども、エリアとしては教育ゾーンをしっかりとってつくっていく真ん中に、やはり学校田、学校畑をもって、地域の住民の方、大変時間を持て余している方がこれから多く出てくるかと思います。そういう方々とやはり自給自足の食育、学校給食というものも一つのいいテーマかなと思います。日本一、オールジャパン、町長が言われているように、オール舟形。言葉を先につけるのは簡単だろうけれども、結果を残すのは非常に大変だと思います。ぜひこの事業どおり、日本一のいい食育教育並びに授業が整いますように、前向きな検討でやはり大きく計画をつくって実践していただきたいと思います。

教育長 この項目での給食食育推進事業、今言われたように、頑張っていきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第10款 教育費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第11款 災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款 災害復旧費についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第11款 災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第12款 公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第12款 公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第12款 公債費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第13款 予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 第13款 予備費について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款 予備費について質疑、審査を終結いたします。

ただいま、審査の途中でございますが、ただいまの時間から午後1時まで休憩したいと思います。
よろしく願いいたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時01分 再開

委員長 休憩前に復し、審査を再開いたします。

それでは、以上をもちまして、議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結します。

議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、ページ、款・項・目等を明言され、できるだけ完結をお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7 番 ちょっと質問します。

220ページ、5 款 2 項 1 目の包括的支援事業費の中の、包括支援センター長報酬240万円というのがありますけれども、これは主にこういった長としての仕事を見込んでいるのか質問いたします。

税務福祉課長 平成27年度予算でもありましたけれども、包括支援センター長としてお一人の方を、資格を持っている方をこの 1 節報酬でお願いしていたと同じように、平成29年度も包括支援センター長の報酬ということで月額20万円掛ける12カ月で包括支援センターの報酬ということで計上させていただいています。（「委員長、今、質問の内容と違います。業務の内容を聞いています。長としての業務の内容」の声あり）認定の際の、訪問して認定審査をすること。それから、ケアプラン等を作成するのが包括支援センターですので、その包括支援センターの長の報酬ということになります。

7 番 そうしますと、今現在も包括支援センター長はいると。私は、課長が兼務しているという認識があったんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

税務福祉課長 平成28年度当初もこの予算はありましたけれども、平成28年度が始まった段階で、私が兼務で包括支援センター長という兼務の職でことはおります。

7 番 そうしますと、包括支援センター長という役職の方は今いないということですよ。課長が今兼務で支援センター長をやっているということです。ですから、平成28年度の予算がこのようにありますけれども、やはり支援センター長ということで同額の予算をとっているわけですけども、そのいないセンター長にこういう月額20万円というお金を支払っているわけですか。センター長じゃなくて、包括支援センター員なんですか。そこをちょっと質問します。

税務福祉課長 おっしゃるとおり、平成28年度当初では、包括支援センター長としましたけれども、人事が固まった段階で資格を有する者ということで平成28年度は推移していますが、平成29年度については、人事がまだはっきり固まっていませんけれども、包括支援センター長を置くというつもりで予算化をさせていただいて上程させていただいております。以上です。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかにございませんか。

3 番 220ページ、5－3－2ですけども、223ページに成年後見制度利用支援手数料とありますけれども、内容をお聞きします。

税務福祉課長 成年後見制度については、制度化されたのが大体平成29年度も含めて5年ぐらいになりますけれども、実際まだ執行するには至っていませんけれども、いろいろこれから後

期高齢が進んで、いろんな後見的にしなければならない方が出てくることを想定して、予算化はさせていただいているところです。

委員長 3番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかございませんか。

1番 210ページ、1款3項1目の認定調査でございます。主治医の意見書作成手数料があります。何名ほど計画では予定していますか。

税務福祉課長 平成27年度の実績では439回。今回の平成29年度の当初予算ではざっくり400件ほどの予算化をさせていただいています。

委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにごございませんか。

3番 同じく5-3-2、223ページですけれども、成年後見制度利用支援事業扶助費、この内容をお聞きします。

税務福祉課長 先ほど申し上げましたように、5年ほどこの制度ができましたので、予算化をしております。ただ、先ほども申し上げまして、まだこの制度を使った方がいらっしゃいません。もし使った方がいらっしゃれば、その方に対して扶助費という形で支出するために、予算計上をさせていただいているところです。

3番 そうすると、後見人に払うということですか。

税務福祉課長 この扶助費は、後見人になられた方に支払うということになるかと思います。

委員長 3番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにごございませんか。
（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について質疑、審査を終結いたします。

議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算について

委員長 続きまして、議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 ちょっと、初めての会計なので、243ページの支出の中の区分の中の12にあります手数料の中に、クリプト検査手数料とありますけれども、このクリプト検査というのは、第2簡水の新しくできた装置の検査手数料と認識すればよろしいでしょうか。

地域整備課長 ただいまのクリプト検査手数料であります。第2水源の原水の検査の手数料でございます。

7番 そうしますと、第1簡水はやらないんですか。その後の処理はまずそういう装置が今はないということではない面はあると思うんですけれども、検査はやっぱりしておくべき

ではないのかなと思うんですけども、どうなのでしょう。

地域整備課長 第1の水源でございますが、こちらについては、指標菌という指標となる菌がございます。そういうものが出ておりませんので、対象となりませんので、第2のみでございます。（「わかりました」の声あり）

委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

5番 243ページですけども、その中で、3の総経費、給料、あとその下に手当がありますけれども、この費用というのは、職員専属に1人を見ているのか、この辺はどうなのでしょう。

地域整備課長 この職員給与関係でございますが、専属で1名を今回予算化しております。1名でございます。

5番 その担当というのは、入ったばかりの人とか中堅とか、ここら辺の位としてはどの程度の方なのでしょう。

地域整備課長 今回予算計上している1名につきましては、平成28年度分の単価で積算しております。

委員長 職員の階級という質問なんだけれども、答えられますかね、今の段階で。

地域整備課長 失礼しました。平成28年度分の職員を対象に積算しております。副主幹でございます。

5番 なぜこういう質問をしたかという、副主幹程度の人でないと責任があるから務めることができないという考えなのか。要は、もっと若い方ができるのであれば、余り費用のかからない方でもいいのかなと感じるんです。どうしてもその職員の方でなければだめだという根拠があってやっているとすれば、それはそれで結構なんだけれども、その辺のところを聞き取ったのです。

総務課長 予算編成については、12月の段階で予算要求してやります。したがって、その段階の職員がそこに張りついている職員を対象にして、それが異動した場合については、人事異動で過不足を修正するということになりますので、当初予算については平成28年度の配置されている職員で予算を計上しているということになります。ただ、新採職員についても、退職者と新採がいますので、総経費が多くなりますので、その辺の調整分については総務課で調整することにしております。

委員長 そのほか質疑ございませんか。ほかにございませんか。

3番 244ページです。特別損失。説明を見ますと、法適用前の年度に係る賞与とありますけれども、これは、前年度分の損失というのがここに上がるわけですか。

地域整備課長 この、法適用前年度に係る賞与、この56万円の内訳でよろしかったでしょうか。これについては、法適用前年度に係る賞与、ボーナスになりますが、賞与引当繰越額として

平成30年6月のボーナス支給に備えるためのものでございます。平成29年12月から平成30年3月までの期間、4カ月になりますが、その分14万円掛ける4カ月ということで56万円を今回その他特別損失ということで計上しております。ただ、この特別損失の計上につきましては、平成29年度、法適用の開始年度に限りまして、平成30年度以降の予算には出てこない予定でございます。

3番 そうすると、平成30年分を見込んだ分ということでよろしいんですね。わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

5番 私が聞きたかったこと、ちょっと答弁を受けていませんので、平成29年度においてというか、これからの水道事業、企業会計を導入したわけですので、もっともっと効率のよい運営というものを考えていかないとまずいと思うんです。そういった中で、今後平成29年度以降、副主幹程度の人を必ず張りつけなければならないのか。そうじゃなくて、再雇用というような方でもできないのか。この辺のところを聞きたかったのです。

総務課長 これについては、再任用でも可能だと思いますけれども、必ず副主幹程度でなければならないということではなくて、地域整備課のほうで、その上に水道係の上にも職員が課長職もおりますので、課長補佐もいますので、トータルしてやっていくと。この地域整備課中の水道事業については、包皮的なんですけれども、そこに職員はいますけれども、その人が1人だけで全部やっているというわけではなくて、地域整備課で全体で対応していくということで、係がこの予算も水道に係る予算はこの水道会計から出ていくというだけで、1人で全て負わせるというわけではなくて、課として対応していくということですので、ここに万が一新採職員が来るということもありますけれども、その場合は先輩方の職員が対応していくということになりますので、その辺については心配されることはありますけれども、課として対応していくということでご理解いただきたいと思います。

5番 そうしますと、総務課長の答弁を聞いていると、ここに1名だけおいたものの、実際はそうでないというこのように捉えることができるんじゃないのかなと思うんです。そうならば、実際かかっている数字をここに逆に載せていくべきじゃないのかなと思うんです。これだと、逆に低く見せるための手法でただこれの数字を上げているんだよと。実際はもっと人件費はかかっているという捉え方しかできないんだけれども、この辺のところをもう一回聞きます。

総務課長 基本的には1人で対応するということになります。それから、前にご決議いただいた職員の定数条例等の関係もありまして、こちらには職員を1名、特別会計の水道事業として割り振るということにしておりますので、その関係との整合性もあつてここに1人。実際仕事も1人で基本的にはできると。ただ、全てができるわけではないので、その部分については臨時の方を採用して、はがきの請求のやつとかそういったものについては臨時のほうでも

対応しておりますが、基本的には職員は1名で大丈夫だと判断しております。

委員長 5番委員、よろしいですか。（「わかったような、わからないような」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算について質疑、審査を終結いたします。

議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番 264ページ、5-1-1 雑収入、コンポストの売り払い金8万円とありますけれども、4カ所、5カ所の集落排水から出る汚泥、要するに運び上げて産業廃棄物として処理する量、またはコンポストに利用できる量の比率並びにコンポストをいかほどつくられてこの売り上げを予測して予算化しているのか伺います。

地域整備課長 この雑入、コンポストの売り払い収入でございますが、まず、産業廃棄物ではございません。農集排から出る汚泥なので一般廃棄物になります。ただいま、ちょっと量については積算資料が手元にございませんですが、一応予算計上上、コンポストの売り払い収入としまして400袋を予定しております。1袋200円で8万円の計上をさせていただいております。なお、1袋に関しては10キログラムとなっております。

4番 今、いろいろな数字がわからない部分があるということです。後で資料で提出していただくことを今質問させていただきます。舟形町の集落排水上から出る汚泥を運び出す総量のキロ数、それから産業廃棄物になる量、それと産業廃棄物じゃなくてコンポストに使用できる量の比率であれ、キロ数、コンポストの製造量を、今400というのは大体かなという予算だと思しますので、計算書のほうに恐らく出ている数字はあるかと思っておりますけれども、契約料に対して今つくられているものがどのくらいずれがあるのかを見たいがために質問するんですけれども、出すことができますか。

地域整備課長 今ちょっと手元にないんですが、量については後ほど提出できると思います。そのような形でよろしいでしょうか。

委員長 お諮りします。今の4番委員の資料請求でございしますが、資料請求として取り扱ってよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、後ほどまでに、ただいまの4番委員の資料請求、汚泥の運搬にかかわる産業廃棄物分とコンポストに混ぜられる分の比率といたしますか、そのあたりの資料を後ほど提出をお願いします。（「一般廃棄物」の声あり）産業廃棄物ではなく一般廃棄物ね。失礼しました。一般廃棄物とコンポストに回される比率でよろしいんですね。（「はい」の声あり）

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 それでは、292ページの1款1項1目の293ページの下から4段目、下水道計画作成業務委託料1,500万円。この計画の内容について質問いたします。

地域整備課長 下水道計画作成業務委託料の内訳、内容でございます。今町では、本町につきまして、公共下水道になっているわけです。そんな中で、今後下水道事業がどのような形で運営していくかも含め、いろんな見直しとか修繕等の計画も含め、国庫補助事業を活用しまして、平成29年度、この計画基本的な計画の見直し作業を予定しております。そんなわけで、この業務委託料ということで1,500万円計上しております。

7番 余りにも広い修繕計画みたいで、詳細がつかめないのかなという答弁なんですけれども、要するに、この委託料ですから、その委託する会社によっては計画や修繕の計画も変わる可能性があるという感じにも聞こえるんですけれども、ちなみにどこの委託業者を考えておるわけですか。

地域整備課長 委託先でございますが、当町の公共下水道スタート時点から携わっていただいております下水道事業団に、このような基本的見直しも含めました計画書の作成の委託を考えております。

7番 この計画の内容を聞いておりますと、町が主体なんですか。国からの指導によって、耐用年数みたいなものが来たので、国からやりなさいよという補助なのか。それとも町が自主的に見直しをかけていこうという事業なのか。ちょっとそこら辺のところを質問いたします。

地域整備課長 国の指導によりまして、または平成27年度の11月の法改正もございまして、この法律を施行後3年を経過する平成30年11月までに期限が切れる市町村については、新基準に

合わせたいろいろな変更が必要ですよという通知が来ております。その中で、舟形町がこれに該当しておりますので、平成29年度に作成をしなければいけなくなっておりますので、そのような内容でございます。

委員長 ほかにございませんか。

4番 292ページ、1－1－1、隣のページに行って下から3段目、先ほどと同じ汚泥処分料ですけれども、474万3,000円になっております。昨年度よりも36万円ほど増額になっております。補正予算で、昨年度の予算からは約19万円ほど減額になっているわけです。そうすると、それをプラスすると50万円強予算が多く、要するに処理料がかかるという試算をしているようですが、舟形町の中央にホームックニコットという企業が出店することと、接続されていない下水道を推進して接続に力を入れるから、このように予算を増額するような計画で処理料が高くなるという計画であるわけですか。

地域整備課長 汚泥処分料でございますが、本年度予算計上につきましては、過去の実績等を考慮し、なおかつ今後加入すべき方々も含め、いろいろ検討、試算しまして、今回に関しましては、当初予算につきましてはこの額で計上させていただいております。

4番 そういう形でいくと、集落排水のほうもプラスの予算になってしかりかなと思います。昨年度より30万円近く、集落排水などは予算が下がっていると。公共下水のほうは減額分を含めても去年の予算対比で50万円以上増額になっていると。公共事業の接続部分を推進してしっかりと環境保全に取り組んでいくのであれば、集落排水のほうの汚泥処理も処分料も上がっていった、全般的に推進していくという形をとるのが普通で、想定的に同じような感じになるのかなと思います。ぜひ、未接続の部分に関しても推進をしていただき、適切な処理をしていただくような推進の仕方について、どのように力を入れていくのか伺います。

地域整備課長 公共下水並びに集落排水への接続率につきましては、舟形町は、平成28年3月末現在になりますが、85.9%になっております。これは、公共も農集も含めた数字でございますが、まだまだ接続しない箇所、地区も、していない、パーセントが上がっていない地区もございます。そこら辺も今年度、平成29年度も引き続き加入するよう促進に啓蒙しながら、広報等にも周知しながら加入促進を図っていきたいと思っております。

4番 接続率が約86%と。それで平成28年度の予算と減額部分を加味してみると、この予算であれば十三、四%、要するに100%に近づけると、予算を満額使いこなすという数字になるすばらしい計画だと思います。ぜひ、推進に力を入れて、きれいなまちづくりをしてもらいたいものです。ちなみに、集落排水の処理料と公共下水の処理料というのは単価は同じなんですか。

地域整備課長 運搬料であります。単価は違ってきます。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで、討論についてお諮りいたします。

本委員会に付託されました議案第32号から第38号まで7議案を一括して討論することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認め、よって、本案件につきまして一括して討論を求めます。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。本委員会に付託されました議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算、議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7議案を予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

委員長 挙手多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成につきましてお諮りいたします。本委員会の委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変にお疲れさまでございました。

以上をもちまして、一般会計並びに6特別会計予算の質疑、審査を終結します。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、平成29年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

なお、明日の本会議を10時より再開いたします。9時45分までご参集ください。

これにて散会といたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2 時 0 1 分 散会